

令和元年

三重県議会定例会会議録

(10 月 2 日)
(第 13 号)

第13号
10月2日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 13 号

○令和元年10月2日（水曜日）

議事日程（第13号）

令和元年10月2日（水）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	館	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主任)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	戸 神 範 雄
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

- 議長（中嶋年規） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

- 議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

- 議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。

〔9番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

- 9番（中瀬古初美） おはようございます。新政みえ、松阪市より選出をいただいております、中瀬古初美でございます。2期目の最初の登壇になりますので、どうかよろしく願いいたします。

今日は恒例の勝負服、松阪木綿の着物でやってきました。1期目4年間もこの姿でさせていただきましたが、2期目も同じようにこの形でしていきたいと思っております。

既に着物で登壇をされた小林議員がみえますけれども、何だか松阪木綿と伊勢木綿の対決だみたいな感じのことを何人かの方々に言われましたが、私

としましては、やっぱり日本の文化である着物を大事にしたいという気持ち、それから、私はやはり松阪の人間ですので、松阪商人の方々が歴史をつないでくれたというこの松阪木綿を大事にしつつも、三重県の伝統工芸品である松阪木綿も伊勢木綿もそうですので、そういうところを垣根なくしっかりとやっていきたいという、そんな伝統を重んじる、そういう気持ちでございます。

そしてまた、この県議会のお手洗いに松阪木綿ののれんがかかっておりますけれども、そのことに関しましては、松阪市から選出をされてみえました福山瞳元議員が、そのときに、トイレが丸見えというのはどうなのかというところで、やはりそこは女性の視点でそのような心遣いをされてかけられたという経緯があるということも知っていただくとありがたいと思います。それでは、そのような気持ちでしっかりと頑張っていきたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

まず、今日は朝、水道水を2杯飲んできました。そのときに、山神企業庁長の顔が浮かびながら、この質問に挑みたいという、そのような気持ちでいただきました。

三重県営水道用水供給事業の県営水道料金の引き下げについての質問でございます。

これまでの経過として、南勢志摩水道用水供給事業受水費の引き下げに関して、平成29年7月11日、松阪市長から知事に対する要望、平成29年12月20日、松阪市政懇談会で県議会議員への要望、平成30年8月6日に南勢水道用水供給事業連絡協議会から三重県に対して要望、平成30年8月27日、市長から知事に対する要望、平成30年9月18日、松阪市長と県議会議員との懇談会での要望、令和元年になりましてからは、6月4日に北中勢水道用水供給事業の料金改定に係る要望を、津市、松阪市上下水道事業管理者から、7月24日、南勢志摩水道用水供給事業受水費の引き下げ等に関する意見書が、松阪市議会、当時の中島議長から提出をされ、8月1日には南勢水道用水供給事業連絡協議会会長である松阪市長と伊勢市長、多気町長、鳥羽市長、大台町

長の5自治体の首長からの要望、8月6日、三重県市長会長から県営水道料金の引き下げについて、8月7日、松阪市長から同じく県営水道料金の引き下げについて要望が提出されています。

また、今回9月には、地元県議会議員の野口正議員、田中祐治議員、喜田健児議員とともに、松阪市政懇談会において要望を受けてまいりました。つまり、この質問に関しましては、松阪市民の総意と受け取っていただきたく思っております。そのつもりで、今回、質問に臨んでおります。

水道は、県民生活や社会経済活動を支えるライフラインとして必要不可欠なもので、これまでも増して安全で良質な水道水の安価で安定な供給が求められています。

人口減少等により水道使用量が減少し、社会全体として節水意識の高まりもあり、また節水機器の普及など水需要の減少、今後においても水需要の伸びが見込める状況にはなく、加えて、高度成長期に整備した多くの水道施設の更新時期が近く到来することから、長期的視野に立った計画的な老朽施設の更新や耐震化をより進める必要があります。

多くの水道施設の更新時期が近く到来することや耐震化に必要な財源の確保が困難となっていることで健全な財政運営に支障を来す、そういうことから少しでも市町の負担を軽減するため、令和2年度から6年度の次期料金の県営水道料金を引き下げることについて、各方面から強い要望が出されています。

水道事業は、県民生活や社会経済活動を支えるライフラインというふうに申し上げました。その中で、近年の水道事業は非常に厳しい状況が続いている、市の給水原価の約35%を受水費が占めており、事業経営を厳しくする要因の一つとなっています。年々厳しさを増して、市民は過大な受水費を支払ってきた、そういう経緯があります。

今回の見直しで基本水量6万1000立方メートルと基本料金780円の引き下げをしなければ、消費税率が10%となったことから、また、ますます人口減少が進むということからも、松阪市の水道事業会計は厳しい状態になるこ

とが予想されます。

この基本水量は6万1000立方メートル、もともとは建設当初に締結をされた協定書に基づいたものですが、昭和59年当時、吉田逸郎元松阪市長は、松阪市が6万トン確保しない場合にはこの水道は成り立たないということで、松阪市の犠牲的精神でこれを引き受けたというふうに述べられていることが議事録の中にもあります。松阪市の負担は過大であるということは事実であるということも、松阪市議会でも議論されているところです。

まず、次期水道料金の見直しに当たって、このようなことから企業庁の基本的な考え方、これまでの市町等からの強い要望や意見書にある料金引き下げについてどのように応えられるのか、お答えください。

〔山神秀次企業庁長登壇〕

○企業庁長（山神秀次） 次期水道料金の見直しに当たっての基本的な考え方並びに市町からの御要望をどのように受けとめ、どう応えていくのかについて御答弁申し上げます。

県営の水道用水供給事業につきましては、市町からの御要請を受けて県が策定した広域的水道整備計画に基づき、企業庁が事業を行っているものでございます。

水道料金につきましては、公益社団法人日本水道協会が定めた水道料金算定要領に基づき、総括原価方式により算定することとしており、5年ごとに見直しを行ってきています。現在、令和2年度からの次期水道料金について、見直しを進めているところでございます。

これまでの料金改定におきましては、高金利企業債の繰り上げ償還による支払利息の低減や電気設備等の長寿命化に取り組むなどして水道料金の抑制に努めてきたところでございます。

特に、南勢志摩水道用水供給事業におきましては、昭和62年の給水開始以来、支払利息の低減などをもとに6回にわたり水道料金の引き下げを行ってきたところでございます。

しかしながら、今回の水道料金の見直しにおきましては、高金利企業債の

償還完了に伴い、繰り上げ償還による支払利息の低減をもとにした水道料金の引き下げは困難な状況にあります。

また、県民生活に大きな影響を及ぼすこととなる地震や台風等による断水に備えた耐震化や老朽化対策は、受水市町におきましても、また、当庁の水道用水供給事業にとりましても喫緊の課題となっております。

そこで、当庁におきましては、平成27年度から平成29年度にかけて行いました浄水場浄水処理施設の耐震詳細診断の結果に基づき、平成30年度におきまして水道用水供給事業における施設改良計画を見直し、本年度から耐震化の前倒しに着手しているところでございます。

同計画では、本年度から令和8年度までの計画期間中に、約104億円の耐震化をはじめ、老朽化対策や配水運用の強化なども合わせて総額約371億円の施設整備を計画しており、南勢志摩水道用水供給事業をはじめ、当庁の全ての水道用水供給事業におきまして同計画を着実に実施していくことで、施設の強靱化を進めていく考えでございます。

次期水道料金につきましては、これらの施設整備に必要となる資金需要に対し健全な経営を保ちつつ、可能な限り内部留保資金を充当し、企業債の発行を抑制して支払利息の低減を図ることなどにより、中長期的な水道料金の抑制に努めていきたいと考えています。

今回の水道料金の見直しにつきましては、南勢水道用水供給事業連絡協議会の松阪市、伊勢市、鳥羽市、多気町、大台町の各市町長や松阪市議会の正副議長をはじめ、市長会、北中勢水道用水供給事業の中勢系受水市町の津市長からも、料金低減に向けた御要望を直接私どもに再三にわたりいただいているところでありまして、その御要望の趣旨は重々承知しておるところでございます。

今回の水道料金の見直しに当たりましては、受水市町からいただいております御要望をしっかりと踏まえた上で、双方の水道事業を取り巻く厳しい情勢についての共通認識を醸成しながら、各受水市町と十分に協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

私からは以上です。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 御答弁をいただきましたが、施設の老朽化であるとか、その更新、そしてまた、整備をしていかなければならない、それは今後の南海トラフ地震であるとか、大規模な災害に関して、その部分についてはよくわかります。

ただ、これまで南勢志摩水道、南水と言われるこの水道については、非常に高かったと言われている経緯があるのは当然ですし、6回の引き下げと言われますけれども、全てが基本料金というわけではありません。

そのようなところから6回下げてきたと、聞こえとしては6回というところだけ下げてきたのかというふうには聞こえるかもしれませんが、決して基本料金だけが下がってきたわけではないというところもきちんと述べたいところであります。

そして、先ほど内部留保資金のこともありましたけれども、一般会計に貸し付ける状況であるならば、その資金を水道料金の引き下げに活用すべきと考えます。

ここで、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）三重県企業庁の内部留保資金でございますが、平成27年度は約160億円、これは一般会計への貸し付けのほうに行っておりませんので、28年度、29年度、つまりこの内部留保資金にプラス40億円が入るわけです。

そうしますと、平成29年度も約156億円、約160億円弱、それだけの留保資金があり、そしてまた、その中から一般会計へ貸し付けをしている状態である、これは全ての方々が周知のところでありまして、このような状態の中で、とても引き下げができないというふうな話をされても、納得のできないところでございます。

そのことから、一般会計への貸し付けができるのであれば、その資金を水道料金の引き下げに活用するべきだと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○企業庁長（山神秀次） 先ほど議員から御指摘いただきました内部留保資金につきましては、減価償却費や純利益等により会計内部に留保をしてきた資金でございます。当庁では、安全な運用を図りつつ、施設整備や企業債償還金の財源等に活用しているところでございます。

また、水道事業会計から一般会計への貸し付けにつきましては、耐震化等の施設改良計画や水道料金に影響を及ぼさないよう十分に考慮した上でやっているところでございます。

次期水道料金の見直しに当たりましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、耐震化をはじめとする施設整備等に必要な資金需要に対して健全な経営を保ちつつ、可能な限り内部留保資金を活用し、企業債の発行を抑制することで支払利息の低減を図るなど、中長期的な水道料金の抑制に努めてまいりたいと考えており、その考え方に立って今後とも各受水市町と十分な協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） このように質問をさせていただきましたも、行政の言い分として行政の論理にしかすぎない、そのように思うところでもあります。

松阪市から選出いただいた4人の県議会議員がともに、そして今回、私が一般質問という立場でさせていただいているわけです。県民の声、市民の声をしっかりと聞いていただいて、先ほどしっかりとその要望を踏まえた上で協議をしていく、協議を重ねていくというふうにおっしゃいました。

そのことは、今日だけでなくこれからしっかりとしていっていただきたいわけですが、到底受け入れられないこの一般会計への貸し付けというところがありますので、その部分については全ての市民であり、県民であり、皆さんの声というふうを受けとめていただきたいと思います。

先ほどから協議のことをおっしゃっていただきますけれども、現在、市町との協議の状況、8月に協議があるというようなところから、例年8月ぐらというふうな話がありますけれども、その協議の状況と今後の見通しにつ

いて伺いたいと思います。

〔山神秀次企業庁長登壇〕

○企業庁長（山神秀次） それでは、市町との協議の状況と今後の見通しについて御答弁申し上げます。

受水市町との次期水道料金の協議の状況につきましては、受水市町からいただいております御要望をしっかりと踏まえた上で、施設の耐震化をはじめ、老朽化対策や配水運用の強化などを着実に実施ししつつ、中長期的な水道料金の抑制に努めていくという基本的な考え方のもと、先月下旬から順次、各受水市町と協議を進めているところでございます。

今後の見通しといたしましては、今後とも耐震化や老朽化対策等の施設整備に必要となる資金需要に対し、健全な経営を保ちつつ、可能な限り内部留保資金を活用し、支払利息の低減を図るとともに電気設備等の長寿命化などにも取り組み、安全で安心な水道用水の安定供給に向けて、引き続き受水市町としっかりと協議してまいりたいと考えております。

その上で、年内には次期水道料金について合意形成を図り、所管常任委員会において水道料金の見直し案をお示ししたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 協議の状況と今後について聞かせていただきましたが、先ほども申し上げましたように、企業庁が保有する多額の内部留保資金は、一般会計への貸し付けを行っているという状況ですが、受水市町の県民や市民からの水道料金であるということを再認識をしていただいた上で、負担をどう減らしていくのか、そのことについて強く要望いたします。

そしてまた、契約水量とともに自主計画水量制において、水の需要量の実態に応じた適正水量となる見直しであるとか、受水費の引き下げで、先ほどもおっしゃいましたけれども、安定した供給を強く要望していきたいと思っております。

何度も申し上げますが、これは、冒頭に申し上げましたように、たくさん

のところからの要望でございます。県民、市民を代表して今回の質問に臨んだ、県民、市民の水道料金が内部留保資金になっている、それが一般会計へ貸し付けをされている、そのような状態で負担をどう減らしていくのか、重ねて強く要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に参ります。

次に、災害対策に向けてですが、まず、三重県北部を襲った記録的豪雨で亡くなられた方、また、台風第15号の影響で千葉県で被害に遭われました方々に、心より哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

現在なお、まだ不自由な生活を強いられている方々がたくさんいらっしゃいます。そのような中で、大規模停電防止対策についての質問をさせていただきます。

今年9月9日に、台風第15号が千葉県を直撃して大規模停電となり、長期化をいたしました。全国で同様の被害が多発する可能性が浮かび上がります。

今回の停電の最大の要因は記録的な暴風で、57.5メートルという最大瞬間風速も記録したと。そして、もう一つ大きな原因は倒木というふうに言われています。停電が長期化したエリアの多くは山間部で、倒木が電柱に倒れかかったり、事故現場への道をふさいだりというようなことがございました。

三重県でも、昨年9月の台風第21号、第24号では停電により、特に中山間地域では電気や水道のインフラに大きく影響しました。山間部では、多数の樹木の倒木への対応があり復旧作業が難航したこと、倒木の被害が広範囲にわたり発生して復旧に時間を要したこと、そのようなことが停電を長引かせたとも言われております。

こちらをちょっとごらんください。（パネルを示す）こちらが昨年の台風により、倒木で電力の設備が被害に遭ったというような状況です。

まず最初に、最大規模の停電被害を教訓にして、暴風雨の際に倒れるなどして電線を断線させるようなおそれのある樹木を、危険木であったり、計画伐採について、その点についてどのように考えていらっしゃるのか、まず、

災害前としてお聞かせいただきたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 台風時の停電の未然防止に向けた樹木の伐採につきましてお答えさせていただきます。

今年の台風第15号では、千葉県を中心に大規模かつ長期的な停電が発生し、住民生活や地域の経済活動が滞った上、自治体の防災システムが機能しない等の甚大な被害が発生いたしました。

本県でも、昨年的大型台風では県内の広範囲で停電が発生し、特に山間部では停電原因の76%が倒木によるもので、配電線の断線などライフラインが寸断され、大きな影響を受けました。

このような災害時の長期的な停電の発生は、県民の安全・安心な暮らしに大きな影響を及ぼすほか、自治体の防災機能にも支障を来し、その復旧に多大な労力とコストがかかることから、県といたしましても、台風時における停電の未然防止策を講じていく必要があると考えてございます。

現在、みえ森と緑の県民税の市町交付金を活用して、人家裏や通学路沿いなどの危険木の伐採に17市町で取り組んでいただいているところですが、今回の台風被害等を勘案し、災害に強い森林づくりの取組に、電線沿いなどの樹木の計画伐採を新たに位置づけて進めていくことが重要と考えております。

なお、8月に開催されました、みえ森と緑の県民税評価委員会におきましても、県民生活を守るため、台風等で電線に倒れるおそれのある木の計画伐採などに県民税を活用することを検討されたいとの御意見もいただいたところです。

今後は、災害に強い森林づくりをより一層強化し、県民の安全・安心な暮らしを守るため、事業スキームの構築に向けた市町や電力事業者との協議を年内に終え、年度内には第1号となる県、市町、電力事業者による3者協定を締結し、大規模な停電を未然に防止する計画伐採を来年度から計画的に実施していけるよう、しっかりと調整を進めてまいります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） ありがとうございます。非常に倒木が大きく停電に影響をしているというようなこと、そしてまた、防災機能をしっかりと今後も取り組むというような、これからのことを聞かせていただきました。

3者協定を結ばれるということで、非常に前向きで、しかもみえ森と緑の県民税を使われてしっかりとしたそういう対策をされていくと。昨年度もそうでしたけれども、私も台風の後、各地を回らせていただいたときに、やはり倒木でこのままどうすることもできなくて困っているというようなこともやはり聞かせていただきましたし、その中で、電力会社も随分応援にも来てみえました。

市町との協議ということも先ほどおっしゃっていただきましたので、しっかりそういうようなところで協定を結ばれて、来年度からということですので、今後に期待をしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

災害の前ということで、今、農林水産部長からそのようなことを言ひいただきました。災害の前に計画伐採をしていくというところで、しっかりとした今後の対策ということがそこに位置づけられるということもわかりました。

その後ですけれども、災害が起こってからですけれども、そのときにはやはりライフラインである、先ほどの水道もそうですけれども、電気と水道、非常に困ったという昨年の話が随分各地で出ました。

ライフラインの早期の復旧、そしてやっぱり早期に対応されることで早期の復旧があると、そういうことを目指してお願ひしたいと思ひますけれども、その点について、和歌山県と、そして関西電力が2019年4月から協定を締結されて、取組をされているということをお聞ひさせていただきます。

そのことについてなど、今後の災害が起こってからというところの早期復旧について、どのように考えていらっしゃるのかを、知事、ぜひお聞ひさせていただきます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 停電発生後の復旧に向けた電力会社との連携、先ほど御紹介いただいた和歌山県の例などを参考にした今後の協定締結などについての考え方、述べたいと思います。

昨年、台風の影響で県内では24時間を超える広範囲での停電が、年間4回発生しました。最初に影響のあった台風第12号では、津市を中心に最大約9万戸の停電が発生し、エアコンや冷蔵庫など家電製品が使えなくなり、県民の方が暑い中で生活を送り、熱中症も危惧される状況でありました。

特に、当時、本県ではインターハイ開催中であったため、関係者の安全とともに、屋内競技においても熱中症に注意しながら運営を行わなければならない状況でもありました。

この停電を踏まえ、私は、直ちに電力会社に対し、停電時に県民の皆様が復旧見込みがわからないなどの不安を覚えることがないように、県民目線に立った情報発信や県へのきめ細かな情報共有などをしていただくよう要請を行いました。

この結果、電力会社のホームページや専用アプリで復旧見込み時間、停電時における熱中症対策や注意点の掲載などの県民への速やかな情報提供を行っていただくとともに、復旧問い合わせ用コールセンター要員の増員、避難所等の停電に対し市町からの要請に応じ、給電装置とスポットクーラーの配置などの取組を行っていただき、従前より素早い対応をしていただけるようになり、今年度の台風等においても改善がなされるようになりました。

また、県においては、私から事前準備の呼びかけを県民の皆様へ行うとともに、熱中症対策や停電への対応について、SNSを活用した情報提供を行うこととしています。

先月の台風第15号により関東地方で停電が長引いたのは、大規模な倒木の発生も大きな原因の一つでした。本県では、現在のところは電力設備に接近した樹木の伐採、台風とかで電力設備に樹木が接近した場合のその樹木の伐採とか、道路上の電力設備、例えば電柱路が倒れたとかという電力設備の除去は電力会社が行い、また、関係する県管理道路の啓開は道路管理者が行う

などの役割分担により、双方が連絡調整を行いながら取り組んでおります。

しかしながら、今般の千葉県の状況などを見るにつけ、早期復旧に向けたあらゆる対応を追求すべきと考えておりますところ、議員御紹介の電力会社との災害時における停電復旧に関する協定については、県において柔軟な対応が可能となり、今まで以上に早期対応が期待できることから、事業負担割合などの課題を整理した上で、年度内のできるだけ早期に協定の締結を行うべく電力会社と調整を進めてまいります。

今後も、県民の皆さんの安全の確保や不安の解消に向けて、県としてできる限りの対応を行ってまいります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） ありがとうございます。しっかりとした口調で、とにかく昨年の台風でも熱中症であったりとか、それから、たくさんの皆さん方がいろんなところで停電について、特に医療的ケアが必要な方、そしてまた、いろんな障がいをお持ちの方々、電気がどうしても必要な方々、いらっしやいます。

そんな中で、やはり、早期の復旧を目指して柔軟な対応をされていくという、今現在も取組をしてみえますけれども、やはりそれ以上のところも必要だということを、今回の台風第15号の影響で千葉県の状況を見せていただいている中での知事の御判断、御英断だというふうに取り取りました。

年度内ということをお聞かせいただきましたので、年度内に向けてしっかりとお願いをしたいと思っております。

こうなりますと、和歌山県に続きまして全国で2例目という形にもなると思いますし、三重県の場合は、中部電力と関西電力と両方の、エリアによりましてどちらの電力会社もありますので、そのようなところでしっかりと協定を結んでいただいて、より進めていただく、県民の皆さんに寄り添う形をとっていただいてというような心意気が感じられました。

知事もずっと、できることは何でもやっていくんだ、早期に特にやっていくということはこの災害のことについても言ってみえますので、その中の一

つとしてしっかりと受け取りをいたしました。

早期の対応、早期の復旧を目指して、県民の皆さんのためにしていただきますように、あと、その内容につきましては今後になってくると思いますので、その点につきましてはまたお願いをしたいと思っております。

では、次に行きます。

三重県職員等への歯科健診についての質問をさせていただきます。

2年前の9月の定例会議の一般質問で、これまでも新政みえのビジョンでも上げて、そしてまた議員提案で策定をされたみえ歯と口腔の健康づくり条例では、条例の第8条第2項に、保険者は基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保、その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとするというふうにあります。

また、歯科医師会、歯科医師連盟より要望をいただいております県職員、教職員、警察職員への歯科検診の実施についての質問をしてきたところ、当時の総務部長からは、共済組合において他の事業との優先度や実施に当たっての業務量を含め検討する、共済組合における検討を促していくというような答弁でございました。

その後の現在の状況を、それぞれのところからお聞かせをいただきたいと思っております。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 知事部局におきます歯科健診の状況についてお答えを申し上げます。

生活習慣病の発症リスクを高めるものに歯周疾患があるとの知見がありますことから、職員の健康管理にとりまして歯と口腔の健康づくりは重要なテーマであると認識しております。

そこで、歯と口腔の健康づくりの取組につきましては、まず職員自らが関心と理解を深める、これが重要でありますことから、昨年度は、保険者であります地方職員共済組合と共催いたしまして、歯周病と全身の病気との関係に関する研修会、あるいは歯周病予防のためのブラッシング指導を開催する

など、機会を捉えまして歯科健診の重要性、そしてその効果に関する啓発を行ってまいりました。

本年度は、職員の歯科健診の機会を確保するために地方職員共済組合と連携いたしまして、明日10月3日と10月8日に、県庁厚生棟におきまして40歳以上を推奨年齢といたしまして、希望者160名に対しまして歯科健診を実施することといたしております。

以上です。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 私からは、教育委員会における歯科健診の状況についてお答えをさせていただきます。

教職員の健康管理につきましては、保険者である公立学校共済組合と連携して進めているところです。歯科健診については、歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療のため、平成30年度から公立学校共済組合三重支部の事業として、三重県歯科医師会の県内約700の歯科医院において歯科健診と歯の保健指導を無料で実施しております。

平成30年度は600人を募集し、293人が受診をいたしました。本年度も600人の枠を設け、6月から各所属への通知や教職員向けの広報誌への掲載等で受診者の募集を行っているところです。

歯と口腔の健康づくりは、健康管理にとって大切なものと考えておりますので、今後もこの事業がさらに活用されるよう周知し、教職員の健康の維持増進に取り組んでまいります。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○警察本部長（岡 素彦） 県警察における歯科健診等の状況についてお答えいたします。

警察官は、その業務の特性上、特に健康の維持が求められており、全身の健康に密接にかかわる歯や口腔のコンディションの確保は大変重要な課題であると認識しております。

県警察では、警察共済組合と連携いたしまして、本年度から、採用時歯科

セミナーと称する政策を開始いたしました。全ての新規採用者に対し、歯科検診とあわせて歯科医師による講話を行うものであり、5月30日に約100人を対象に実施したところでございます。これは、採用後なるべく早い時期に歯の健康状態を確かめるとともに、職員の口腔衛生に関する意識の向上を狙ったものであります。

また、新規採用者以外の職員につきましては、希望する所属があれば、歯科医師をお招きして口腔衛生に関する講話が受講できるよう、講師謝金の助成を行っております。

今後とも、歯と口腔の健康づくりに努めてまいります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） それぞれのところから聞かせていただきました。岡警察本部長におかれましては、済みません、初めての御登壇で、警察のことというより歯科のことをお答えいただきましたこと、ありがとうございます。

教職員の方々は昨年からはじめていらっしゃるということで、無料で実施されているというようなところでございました。

三重県職員が明日、10月3日と8日ということで聞かせていただきましたけれども、160人とおっしゃいましたが、この160人に限定したというような根拠を聞かせていただきたいんですけれども、教職員とはまた違う、それぞれですと違うと思いますけれども、そのあたりについてちょっと聞かせてください。

○総務部長（紀平 勉） 今お話がございましたように、公立学校共済組合におきましては先行してやっております。去年の実績が、組合員の大体2%の方が受診されたという結果が出ておりますので、県の職員共済組合の組合員数、これが4541名ございますので、その2%とすると大体80名になりますので、その大体2倍ということで160人という数字を置かせていただきました。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 教職員のところで先行でされているところの数字が根

抛になっていると、その2倍ということでしたが、160人もすぐに埋まったというような形でいらっしゃるのでしょうか。

健康の高まりというふうなことに关しまして、私、所管の委員会ですのであんまりそういうことについては質問もできませんので、そのあたりのことについては控えますけれども、警察本部長のほうでは、警察職員の方々が新規採用時にされているというところでして、採用時にというふうにされたことは、特に今回、三重県職員の場合は推奨年齢を40歳以上というふうにされているんですけども、このことについて採用時との差といいますか、特に採用時にされたというところ、全体に広げるというわけではないというところなんです、その点についてちょっと聞かせてください。

○警察本部長（岡 素彦） 積極的な意味で採用時に限ったわけではございませんで、警察共済組合の予算も限りがございますので、特に優先度合いが高いということで、なるべく採用後間のない時期に意識を高めると同時に、歯のチェックをすると、そのような趣旨で、まずは採用時のセミナーから開始するという判断いたしております。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） ありがとうございます。先ほどのお答えの中で、金額的な、お金のことがというふうにと言われました。多分それはほかのところも同じような部分もあるかと思うんですけども、ちょっとこちらのほうをごらんください。（パネルを示す）

これ、実は、歯科と医科の相関分析でありまして、今回、40歳以上を対象にと言われる三重県職員の場合、特にこの歯周疾患で体の全身のところに関係をしてくるという意味もありますので、そういうところを、今回はそこまで深く多分されないというところなのかなというふうにも思っております。歯肉の状態であるかかというような感じでもあるかと思えますけれども、非常に密接な関係があるということをごま知っていただきたいということ。

それから、こちらです。（パネルを示す）こちらに関しましては、歯科健診によって医療費の低減の効果があつたというところで、これ、実は先ほど

のフリップもそうなんですけれども、株式会社デンソーのデンソー健康保険組合が、歯科と医科の医療費の相関分析、データとエビデンスに基づいて検証しているというものになります。

これ、被保険者7万人で15年間、結果の分析をされているんですけども、検証のまとめとしましては、歯科健診の効果が継続的な受診で健康維持と歯科、医科の医療費の削減につながるということがしっかりとこのように出てきております。

歯の健康維持というのが加入者のQOLの向上、そして医療費全体の適正化に大きく影響をしているということで、されることによって最終的には医療費削減につながるんだということの検証結果が出ておりますので、このようなところも踏まえていただいて、特に今回、三重県職員、それから警察職員もそうですけれども、どちらもこちらの県庁のほうでされるとか、それから採用時にされているというようなところでございました。

こちらのほうを、その後のところにつながっていくということに関しまして、来院型などに切りかえていっていただくというような方向もあるのかなと思っております。

余り深くその件につきましては突っ込んでいけないところですので、そのようなことを申し伝えまして、その後につないでいただきたいというふうな考えがありますので、その点につきましてお願いしたいと思います。

ということで、今後についてどんなふうを考えていらっしゃるのか、済みません、県職員、明日と8日にされるということでしたので、そちらのほうの共済組合の考え方を、総務部長、教えていただければと思います。

○総務部長（紀平 勉） 明日と8日、2回に分けてまして歯科健診をさせていただきます。その際、健診を受けていただいた方と、それから受けていただかなかった方、それぞれにアンケートをとらせていただきまして、今回のやり方がどうだったというアンケートをとらせていただきまして、課題を分析して、今後どうしていったらいいのかということにつなげていきたいと思っておりますので、とりあえずアンケートをとらせていただいて、その結果を

分析して、今後を考えていきたいと考えております。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） ありがとうございます。次につながるような形ということで、しっかりとしていていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、次の質問に入らせていただきます。

最後になりました。獣害対策における野生動物追い払い犬の活用についてでございます。

追い払いについては、過去にはモンキーダッグとして調教を受けた犬による猿の追い払いが全国的に各地で導入をされておりました。近年では、以前、一時期のようなモンキーダッグの活用というのは聞かれなくなりましたけれども。

実は、今回、津市美杉町で野生動物の追い払い犬として活躍をしている取組がありますので、そのあたりのことを御紹介させていただきたいと思っております。

（パネルを示す）獣害対策につきましては、いろんなところに被害が及んでいるという状況です。これは御存じのように、立木がこのように皮を剥がれた状態で、枯れずに生き残ったとしても、このように中には腐りができたりとか、それから空洞ができて4メートル以上も傷んでいるというのがこの状況からもわかります。こういうところから、千葉県での倒木のような現象が全国でも起こりやすくなっているという原因の一つになるということも想像ができます。

（パネルを示す）こちらのほうは、下草が生えずに、そしてまた新芽が食べられたりして獣害に遭い、このようにして土地が見えている、崩れているというような状況が、これだけでなくたくさんほかにもございます。

（パネルを示す）こちらですが、これは鹿の食害、食物が育たず、こちらは猿に食べられた。おばあちゃんが大事につくった小豆が被害にあったというふうに言われていたものでした。

(パネルを示す) こちらに関しましては、たくさん写真ばかりですが、エンドウマメ、これも猿に襲われて、下に落とされてというものなんですけれども、実は、それに対してパトロールをしている犬がいます。

(パネルを示す) これが追い払い犬として活動をしているんですけれども、津市美杉町で活躍している、GPSをつけた犬なんですけれども、Q太くんといいます。それから、その飼い主である三浦さんが、自身もパトロールをしながら、このようにして活躍をしている犬で、その活躍によってエンドウマメがこのように落ちて、その後被害がなくなったということで、収穫できたものをお礼としていただいたというような話も聞かせていただきました。

そのほかにも、例えば電柵を張った田んぼで、非常に草刈りに時間を要して、炎天下で熱中症になりかけたけど、逆に、電柵をしていないほうの田んぼはパトロールをしたことによって被害がなかったなどというふうに、今いろんな様子を聞きつけた近くのほかのところからも要請がかかっているというようなことを聞いております。

このようにした取組で、農業や林業の被害が少しでも軽減されてきて、このような事例をほかでもモデルとして他地域にも広げていければいいんじゃないかと考えておりますが、このようにして地域の理解もあり、また地域ぐるみで取り組む新たな一歩となりますように、この野生動物追い払い犬について、これまでの現状と課題、そしてまた、今後新たな展開も含めた支援について、県がどのように考えていらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長(前田茂樹) 野生動物追い払い犬につきまして、これまでの現状と課題、そして、今後の新たな展開も含めた支援ということでお答えをさせていただきます。

獣害対策の一つの手法として、犬が獣を察知する嗅覚や追跡する運動能力を活用し、猿、鹿などの野生動物の追い払いを行うことで被害を減少させるという方法がございます。

県内では、平成22年に9市町で犬を活用した野生動物の追い払いに取り組みましたが、現在、獣害対策協議会の事業として組織的に活動を行っているのは名張市のみということになってございます。

取組が減少した原因としましては、まず、犬を係留からほどいた際に事故の心配があり、集落の理解が得られにくいこと、犬の育成や継続的な訓練が飼い主にとって負担となることなどが挙げられます。

しかしながら、過疎化、高齢化が深刻な中山間地域においては、被害対策の担い手が不足しており、犬を活用した野生動物の追い払いは獣害対策として一定の効果があるものと考えております。

このため、県が開催します獣害対策の研修会やフォーラムなどの機会を利用し、地域の理解を得て、犬を活用した追い払いを行っている事例の紹介がありますとか、導入時に配慮すべき関係法令等の周知を図ることとしております。

また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用により、飼い主の負担を少なくする訓練費用や追い払い機材購入の補助が可能でありますことから、市町や地域獣害対策協議会に対して情報を提供していきたいと考えております。

獣害対策において、侵入防護柵の整備や有害捕獲などの対策に加え、効果的な取組として期待される犬による野生動物の追い払い等の優良事例を創出していくため、県として市町や地域獣害対策協議会におけるモデル的な取組について支援してまいります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） ありがとうございます。これまでもモンキードッグという活用で、全国的にも一時期、平成22年ぐらいでしたでしょうか、活用されていたことがありましたけど、その衰退の原因というのも、先ほども聞かせていただいたところですが、いろんな犬種があると思います。例えば猟犬であれば、追いかけるという血があるわけですし、そういうところからもその活用、犬をつくっていくというところ、そしてまた、先ほどの調教のこともありましたけれども、やはりトレーニングを積むというところもあると

思います。

先ほど紹介をさせていただきました事例に関しましては、訓練も受けている、そして、飼い主の方が一緒になって見回りをする、そういうようなところもやはりありますので、それから、やっぱり地域の理解というのが、だんだんにそのようにして広がっていくのではないのかと、実際にそういうところがあるから、ほかのところからも要請が来ているということがあると思います。

今回、北川副議長から、先ほど部長が答弁をされました名張市の取組につきまして、新聞を貸していただきました。このような猿新聞というのを毎月発行されているそうです。（現物を示す）こちらのほうです。

名張鳥獣害問題連絡会というところがこの編集をしてみえて、毎月このようにして発行をされています。この中には、ここに書いてありますように、獣害はヒューマンエラーだと、人間が起こしたものだ、だから、共存していくためにも両方がしっかりと、例えば野生の動物はしっかり山でいかなければならないところを、人間がそのようにしてしまったというようなところも、それから、森林のことに関しまして、先ほども申し上げたこともありますし、その森林を守っていくにも獣害ということに対しては、特に中山間地域では非常に高齢の方々が野菜をつくっている、せっかく食べるときになつたらとか、あと、出荷をするときにも残念なことになってしまったとか、山の被害も非常に多いところであります。

森林は国民共有の財産であるということもこの新聞にも書いていただいておりますけれども、先ほど支援のことについても聞かせていただきました。部長、これ、今後になると思いますけれども、どうなのでしょう。先ほどおっしゃいましたけれども、今年も、いつもフォーラムが開催されて、例えばこういうような事例をその中でとか、非常に前向きな形で捉えていただいているというふうに理解をしたらよろしいんですか。

○農林水産部長（前田茂樹） 名張市での取組などは、県境をまたいで奈良県とも連携をしていただいたり、あるいは他県、全国の他のモンキーグッズの

実施をしているところと交流をされたりとか、いろいろ本当に積極的に活動
されていていただいていますので、そういうところの、いわゆる成功事例を県
内の他地域にも普及をすること、フォーラム、今年度もございます
ので、そういった中でもそういう御紹介をさせていただきたいと思ってお
ります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 今年のフォーラム、また来年もフォーラムをされてい
かれると思いますので、こういうふうにして民間的に一つの集落で取組をさ
れているようなところの、今回の津市の事例であったりとか、活躍をして
いるところというのもしっかりとGPSをつけて、そしてその家の範囲を確認し
ながら、状況を見守りながらされているところがありますので、そういうよ
うな事例もまた来年度以降もぜひ市町にも紹介をいただいて、モデル的にや
ろうというふうなところが、そういう取組が広がっていただければな
と思っております。

今回、このような4点で質問をさせていただきました。また、常任委員会
でできないところで、今回、警察本部長も初めて登壇をしていただきました。

これまで今井議員も。

○議長（中嶋年規） 申し合わせの時間が参っておりますので、終結願います。

○9番（中瀬古初美） またよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうござ
いました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 5番 石垣智矢議員。

〔5番 石垣智矢議員登壇・拍手〕

○5番（石垣智矢） 皆様、こんにちは。自由民主党県議団、いなべ市・員弁
郡選出の石垣智矢でございます。

本日は議長のお許しをいただきまして、初めての一般質問でございます。
後ろの大先輩の議員方から、この後ろ姿は緊張しておるなというふうにお声
かけをいただいておりますが、凶星でございます。大分緊張しております。
最年少議員として、はきはきと、元気に明るく質問をさせていただきたいと

思いますので、答弁のほうも明快な答弁をどうぞよろしく願いをいたします。

質問に入ります前に、先日、私は地域の小学校の運動会、そして中学校の体育祭に行かせていただきました。改めて子どもたちの頑張る姿というのは本当に感きわまるものがございます。自分自身はまだまだ若手だと思っておりますけれども、子どもたちのパワー、特に小学校でいうと、上級生の子たちが下級生の子の手を引っ張って教えている姿なんかは、非常に自分の中でも、ああ、いい姿だなと改めて感じさせていただきました。

この次世代を担う子どもたちのためにも、しっかりとその子たちの気持ちを私自身も今日は勇気にかけて一般質問に臨ませていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。通告書に従いまして質問をさせていただきます。本日は、大きく分けて4項目質問させていただきます。

一つ目は、県北勢地域における記録的豪雨災害についてであります。

本年9月4日から6日にかけて、県北勢地域で近年まれに見る記録的な大雨に見舞われました。多くの市町で1時間当たりの雨量が100ミリを超え、中でも四日市市山城付近では121ミリ、いなべ市大門付近では122ミリもの雨が夜の遅い時間帯に降り続けました。

東員町や菰野町の河川では川の水位が上昇し、水があふれたとして、両町で今年から導入された5段階の大雨警戒レベルのうち、最も危険性が高い、命の危険があることを示すレベル5が三重県で初めて発表をされました。

この大雨の影響により、県内では約5万5000世帯、およそ14万人を対象に避難指示及び避難勧告など住民への避難の呼びかけが相次ぐ事態となりました。

川の氾濫や土砂崩れ、床上・床下浸水等の被害は深刻なものでありましたが、中でも、アンダーパスに取り残された車内で1名の尊い県民の命が失われてしまいました。

亡くなられた方には改めてお悔やみを申し上げ、御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

私は、大雨の次の日、5日の朝から、被害が大きいと思われる地域を歩き、状況把握に努めておりました。ぜひともそのときの写真を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）こちらは、東員町の藤川という河川の脇の道路状況でございます。ちょっと見にくいかもしれませんが、道路、側道が川の勢いで全て崩壊している写真です。ガードレールだけかすかに残っているという写真ですが、川の勢いとともに堤防、そして道路まで陥没してしまった、そういう状況がこの東員町の藤川で起こってしまいました。今でも復旧活動が続いている状況です。

次、2枚目でございます。（パネルを示す）こちらと同じ東員町の藤川の、こちらは上流部分、上のほうに当たるんですが、こちらのほうも、朝方の写真ですが、水位は大分下がってはいたんですが、夜の水位が上昇し、水の勢いとともに道路まで全て勢いで持っていかれた、そういう写真であります。このときは朝方でしたが、まだ通行どめにもなっていたかというぐらいに、非常に東員町職員の方々も非常に状況把握に必死に努められている中ということで、余りにも被害箇所が多い中の、これがその1枚であります。

もう一枚、ぜひとも皆様方に見ていただきたいのが、これ、（パネルを示す）3枚目は、いなべ市の下笠田地内の道路状況であります。こちらは山肌の土砂崩れ、雨の流れによって土砂崩れとともに道路が崩れ落ちてしまったという写真であります。

この近くには、高校も存在しまして、通学路にはなっておりませんが、人的な被害には至らなかったということで不幸中の幸いでもあったのかなと思いますが、このような被害が多数、北勢地域には見えますので、ぜひとも紹介をということで写真を掲示させていただきました。

この被害箇所はほんの一部であります。まだまだ被害箇所はあり、それぞれ市町では復旧活動をしていただいておりますが、ほかにも、公共交通機関では三岐鉄道北勢線や三岐線、ともに全線が発列車より運転

を見合わせ、1万6000人に影響が出る、また地域の小学校や中学校においては、1日休校となる学校が出るなど、今までにない被害状況が出ていたのが事実でございます。

被害に遭われた自宅にもお話を聞きに行かせていただきましたけれども、なかなかふだんの大雨の被害では聞かれないようなお話が多々ございまして、非常にこの日は雷が鳴ってまして、被害に遭われたところの御自宅でお話を伺うと、雷が本当に強かった、雨よりも雷のほうが怖かったんだというお話もいただきましたし、雨もすごかったけれども、雷の音で防災無線の音などが聞こえなかった、それぐらいに雷が鳴り続けているという状況がこのゲリラ豪雨のような形で北勢地域を襲っていたわけでございます。

非常に印象的なお声だったので、ぜひともこの場所でお話をさせていただこうと思ったわけでございますが、県職員の方々も予想外の雨だったというふうに口をそろえておっしゃっておられましたし、このような豪雨災害というのは、いつ、どこで起こるか分からない非常に怖いものであると思っております。

そこで、今回のこの災害を受けて、県としての豪雨災害への対応は十分であったのか、そして、今後の雷も含めた豪雨災害への対策、備えをどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 初めに、9月4日から県北部を中心に降り続いた大雨によりお亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、先月の県北勢地域での記録的豪雨災害について、県としての備え、また今後の対応について答弁を申し上げます。

9月4日から6日にかけて、県内では、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定な状況が続き、四日市市、いなべ市、菟野町で記録的短時間大雨情報が、また、そのほか北部各地で土砂災害警戒情報が発表になるなど、広い範囲で非常に激しい雨となりました。

事前にこれほどの雨が降る予報はありませんでしたが、降り始めの4日9時から6日14時までの総雨量が600ミリを超えるところもあり、この大雨で1名の方がお亡くなりになり、1名の方がけがをされ、9月26日現在で、総額約20億円を超える被害が発生いたしました。

今回の被害の発生を受けて、県では今後の教訓とすべく、被災した市町にヒアリングを行うとともに、県災害対策本部、各県庁舎に設置した県地方災害対策部の災害対応の振り返りを行いました。

東員町や菰野町では、河川の越水状況によりレベル5災害発生情報を発令したほか、ほかの市町も個別に垂直避難を呼びかけるなど、住民への避難行動を促進したり、災害対策本部の増員を図るなどして災害対応に当たったところであります。

しかし、深夜に短時間で大雨が発生したことで、避難勧告等を発令する対象範囲に迷いが生じたり、発令のタイミングが難しかったという市町からの意見もありました。また、一部市町では災害対応に追われ、被害情報の県への報告が遅れたところがありました。

県では、警報発表にあわせて速やかに災害対策本部を設置し、被害の発生に備え、気象庁や関係機関、市町からの情報収集に努めるとともに、LINEやツイッターなどのSNSで県民に警戒を呼びかけました。

また、災害対策本部要員の増員を図るとともに、東員町からの要請に応じて職員1名を派遣いたしました。明るくなってからは、被害状況の確認のため県警察ヘリによる上空からの情報収集を図ったところでございます。

災害対応は初動が重要であります。初動次第で被害の拡大につながる場合もあり、まず被害の状況を一刻も早く把握し、先を見据えた災害対応を目指す必要があります。

河川の越水や床上浸水などの具体的な情報をより早く収集し、情報発信することで報道機関への情報提供のほか、SNS等でわかりやすく危機感も含めて避難や防災対応を呼びかけるということにつながっていくと考えております。

今後の対応としまして、県では、被害の発生が予見される台風等の接近の際には、情報収集等のため、事前に市町への職員派遣を行っておりますけれども、今回のように短時間の大雨が発生した場合でも、被害の発生を疑い、市町からの要請を待つことなく県から職員を派遣するとともに、SNSによる情報発信を充実できるよう人員配置体制の強化等を検討しております。

そのほか、災害対応の基本原則の疑わしきときは行動する、最悪の事態を想定する、空振りを恐れず対応するという心構えを、いま一度、県災害対策本部要員に徹底してまいります。

また、今回の検証結果を市町に対して共有いたしまして、短期間の記録的な大雨対応について各市町でも検討を行っていただき、同様の気象条件の場合に備えられるよう、県としても支援をしてみたいと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁をいただきました。台風などのときのように、豪雨災害のときであっても、市町から要請がなくても県から職員を派遣できる、そういう備えをしておく、また情報収集、そして情報発信をこれからも変わりなく、今まで以上に徹底する、そういうお話であったのかなと思いますけれども、本当に豪雨災害というのは、どの地域でいつ起こるか分からない、本当に不安を払拭できない災害であると思っておりますので、今後もさらなる準備、備えをしていただき、また、それぞれの市町では、今回の豪雨災害の復旧活動に追われております。

ぜひ県としても早急な復旧支援を備えていただきながら、今回の教訓を生かして豪雨災害への対応、今後お願いしたいと思います。

次に、二つ目の豚コレラ対策についてお伺いをいたします。

平成30年9月、国内では26年ぶりとなる豚コレラの感染が岐阜県の農場で確認されました。そこから、県内の養豚関係者による懸命な防疫対応も力及ばず、令和元年7月24日、いなべ市の養豚農場にて豚コレラの感染が確認されてしまいました。

県では、豚コレラへの防疫対応として、感染のあった養豚農場の飼養豚4189頭の殺処分を行い、このべ作業人員として県職員1954名、国、市の職員の方々168名、自衛隊545名、獣医師63名、そして、地域の建設関係者などの民間業者1077名の3807名もの方々によってこの作業が行われました。

昼夜問わず、また酷暑の中での過酷な作業を行っていただきました皆様方には、改めて感謝を申し上げたいと思います。

感染が確認されてから1年が過ぎ、ようやく国にも動きがあり、農林水産省は9月27日、豚コレラの蔓延防止に向けて、現在認められていない予防的ワクチン接種を養豚場の豚に行えるように防疫指針の見直し案を明らかにしております。推奨地域には、本県を含んだ9県を選定するとし、流通制限は、原則として生きた豚や受精卵は域内にとどめるけれども、精肉や加工品の流通を認めるとしております。

知事も推奨地域の選定を受けて、国の確認が得られれば、知事命令によるワクチン接種が可能となるため、すぐに対応できるよう準備を加速させると、そのようなコメントを即座に出しておられました。

今後、2カ月以内のワクチン接種を目指すとありますけれども、豚コレラに感染した野生イノシシが各地で報告をされている以上、ワクチン接種の前にいつ感染拡大が広がってもおかしくない状況であります。

また、豚コレラ発生によって非常に懸念されているのが、風評被害の問題であります。

ぜひともこちらをごらんください。（パネルを示す）こちらは、日本食肉消費総合センターが出すポスターであります。農林水産省もウェブサイト上で、消費者の方へと題し、豚肉の安全性をこのポスターを用いて強調して訴えております。

この内容のとおり、豚コレラは人に感染しません。豚コレラにかかった豚のお肉が市場に出回ることもございません。また、たとえ食べても人体に影響はありません。風評被害を何とか防ごうとするこのポスターを、今日はぜひ皆様方に見ていただきたい、そしてお伝えしたいと思い、ここで掲げさせ

ていただきました。何度も言います。豚の豚コレラは人には感染しません。ぜひとも皆様、正しい情報をもって対応していただきたいと思います。

このように、国のほうでも再三発信しているにもかかわらず、買い控え等の豚肉の消費減が深刻化しつつあります。

そこで、一つ目の質問であります。県内での豚コレラ感染拡大防止対策を長期的な計画のもと、どのように取り組んでいくのか、そしてそれに付随して、風評被害への対策を具体的にどのように行っていくのかお示しをいただきたいと思います。これが1点目でございます。

続けて、2点目の野生イノシシ対策についても、あわせて御質問させていただきます。

一番の感染経路とされている野生イノシシへの対策は非常に急務であるとされています。本県でも、経口ワクチン散布を実施し、7月にはいなべ市、そして桑名市、菰野町、8月には四日市市、鈴鹿市、亀山市と順に散布地域を広げて行っていただきました。

野生イノシシの駆除や調査のための捕獲等を進めておりますが、野生イノシシの生息状況や経口ワクチンの有効性、また、抗体の有無等の調査に係るサンプル個体数は、約2000頭必要だと伺っております。

しかし、9月24日の議案質疑の中で、捕獲数はそのときで336頭というお話をされていると私は記憶をしておりますが、個体数約2000頭が必要と言われる中で、336頭という数字が果たしてスピード感をもって行っているのかどうか、少し気になった部分でございました。

ですので、野生イノシシ対策として、現在の捕獲数等の進捗状況を県としてどのように捉えられているのか、ぜひともお話を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 豚コレラの中長期的な感染拡大防止対策及び風評被害対策、あわせて野生イノシシ対策についてお答えをさせていただきます。

まず、感染拡大防止対策でございますけれども、県では、豚コレラの中長期的な感染拡大防止に向け、飼養豚に対する対策として、豚へのワクチン接種をはじめ、農場にウイルスを侵入させないための飼養衛生管理基準の遵守徹底、農場を囲う防護柵の設置が重要であると考えております。

このうち、飼養豚へのワクチン接種につきましては、9月27日に、国から、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の見直し案が示されるとともに、豚への予防的ワクチン接種の推奨地域に本県を選定するとの案が示されたところでございます。

現在、ワクチン接種に必要なプログラムの作成を早急に進めますとともに、接種に必要な資機材の確保や体制整備など、様々な事前準備を加速させておるところでございます。

また、昨日、県や市町、生産者、流通事業者等で構成します三重県豚コレラワクチン対応連絡会議を立ち上げ、関係者間で最新情報を共有し、必要な対策を速やかに検討することといたしております。

飼養衛生管理基準の遵守徹底につきましては、引き続き、家畜保健衛生所職員が中心となって養豚農場へのチェックシートを用いた聞き取りや巡回指導を定期的実施するなど、きめ細かに管理基準の遵守状況の確認を行っていくこととしています。特に、農場侵入時の人及び車両等の消毒につきましては、特に重点的に確認を行ってまいります。

防護柵の設置につきましては、これまでも国の交付金を活用し、設置を促進してまいりましたが、より早急な対策を講じることができるよう、今回の9月補正予算において、小動物も含めた野生動物侵入防止策などへの支援に要する経費を計上いたしまして、養豚農家の負担なしで整備できる事業を創設いたしました。今後は、現場における効果的な柵の設置など技術的な助言も含めて支援することで、農場周りの防護柵の設置を加速させてまいります。

一方、豚コレラの発生やワクチン接種に伴う県産豚肉の風評被害の防止に向けましては、消費者をはじめ、流通や販売事業者等の不安を払拭するため、県産豚肉の安全性を繰り返し、丁寧に説明する必要があると考えております。

このことにつきましては、昨日設置をいたしました三重県豚コレラワクチン対応連絡会議においても、関係者間で共有を図ったところでございます。

また、こうした取組に加えて、9月補正予算に計上したみえの豚肉等消費維持・拡大支援事業によりまして、県産のブランド豚の流通事業者への取引拡大を進めるマッチング交流会の開催、消費者に向けた生産者、加工事業者、小売店等が一体となった消費喚起キャンペーンを実施することで、県産豚肉の消費維持、拡大を図ることとしております。

さらに、県内シェフとのコラボ企画によります県産豚肉を使用したメニュー開発や、県内外のホテルやレストランに向けた積極的な食材PRなど、関係者が一丸となって三重の豚肉をしっかりと応援していきたいと考えております。

私も、先日、被害に遭われた農家の方をお訪ねし、直接お話を聞かせていただき、風評被害に対して本当に心配しているんだというような、切実なお声をお伺いいたしました。

こうした声を踏まえ、知事を先頭に、県としてしっかりと風評被害への対応を進めるとともに、こうした取組が国全体の動きとなるよう国への働きかけを進めるなど、豚肉に対する風評被害対策に積極的に取り組んでまいります。

今後も引き続き、一刻も早いワクチン接種に向けて万全の体制を構築しますとともに、粘り強く豚コレラの感染拡大防止と風評被害対策に取り組み、三重の養豚業の振興と県産豚肉の消費維持、拡大を図ってまいります。

次に、野生イノシシへの対策でございますが、県では、豚コレラの感染拡大防止に向け、豚コレラウイルスを媒介しているとされる野生イノシシ対策として、感染野生イノシシが確認されたいなべ市と桑名市及びその近隣の4市町と県、猟友会などで構成します三重県豚コレラ経口ワクチン対策協議会が中心となりまして、経口ワクチンの散布と調査捕獲を進めておるところでございます。

調査捕獲を開始しました7月29日から本年度末までの調査捕獲の目標頭数

については、これら6市町におけます昨年同時期の狩猟と被害防止のための捕獲、いわゆる有害鳥獣捕獲でございますが、これを合わせた捕獲頭数の実績を考慮し、2000頭を設定しておるところでございます。

これに対しまして、9月30日までの調査捕獲の実績は、6市町の合計で387頭となっております。このうち直近1カ月間の9月の捕獲頭数は313頭となっております。達成に向けて順調に捕獲が進んでいると考えてございます。

また、これら6市町では、本年度11月からの狩猟期間における狩猟を制限するという事としておりますが、その間も野生イノシシの生息数を減少させるため、有害鳥獣捕獲を引き続き実施していく方向で調整をしているところでございます。

さらに、今後注力していく取組として、野生イノシシの捕獲について、設置したわなの見回り時間が短縮できるICTわなの活用などにより、捕獲者の省力化を図りますことで捕獲力の強化を進めるなどの対策を進めてまいります。

また、来年1月から2月にかけて予定しております冬季の経口ワクチン散布、これにつきましても、散布箇所数を夏季の202カ所の約1.5倍となります300カ所程度に増加させ、野生イノシシの抗体付与率を高めていきたいと考えております。

今後も引き続き、関係者との緊密な連携のもと、野生イノシシの捕獲圧を高めていくことで生息数を減少させ、感染拡大の防止につなげてまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁をいただきました。一つ内容の中で気になる点がございまして、野生イノシシ対策の部分で、現在の捕獲数387頭であると、9月313頭とって順調だというお話でございました。

2000頭を捕獲するために、今現在387頭という数字が本当に、これ、順調なのかどうかというのは、僕、先ほど聞いても疑問に思ったんですけど、いつまでに2000頭を捕獲する予定で計画は進まれているんですかね。

○農林水産部長（前田茂樹） 本年度末までに2000頭ということでございまして、今後、この300頭程度が順調に推移すれば、その頭数に達するのかなということ考えてございます。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 養豚農家はすぐにでも経営再開をされたいというお話、行っていると思います。1日でも早くイノシシの捕獲を進めていただいて、それこそ経口ワクチンの有効な活用であったりとか、様々な形で経営再開に向けてぜひとも支援をしていただくためにも、野生イノシシの捕獲、本当に1日でも早く捕まえていただきたいと思いますので、ぜひ御対応よろしくお願いいたします。

感染拡大の防止対策という部分でも飼養衛生管理基準の徹底をさせながら、防護柵の設置も加速して対応に当たると、風評被害の部分も、マッチング交流会の開催などで豚肉の消費というものを、変わらず消費を上げていくんだ、食材をPRするんだ、応援するんだと、そういう形であったと思います。

国への働きかけもそうですし、まさに地域ではぜひみんなでこの豚コレラ対策、自分たちでもやれることをやろう、そういう機運も高まってきておりますので、ぜひ一緒になって取り組んでいただけるような形をとっていただきたいなと思います。

そして、もう1点、この中で御質問をさせていただきたいんですが、豚コレラの問題で、地域の方や自治会の方々、近隣住民の方々からいろいろと御意見もいただく機会がございまして、今回、殺処分をされ、埋却地がそれぞれいなべの地域にあるということで悪臭の問題であったりだとか、この悪臭については私からもちょっとお願いをさせていただいたんですが、消臭剤をまいて早急に対応していただけたのは本当にありがたかったなと思っております。

また、この埋却地自体が道路側面に隣接をしているということで、景観の問題などの話も県にも上がっていつていると思います。

また、新たにオープンをされる予定者の方々も撤退をされるというような

課題も今地域のほうでは出ているということで、養豚農家が経営を再開するためには、新たな埋却地を確保した上で再開をしなければならない、これはすなわち地域の方や近隣住民の方々から御理解、御協力をもってしてでないとなら進めないということであると思います。

こういう地域の課題というのが、これからもどんどん県に上がってくる中で、この豚コレラ対策における地域で起きた課題解決、どのように対応されるのか、お伺いしたいと思います。

○農林水産部長（前田茂樹） 県といたしましては、豚コレラの感染拡大防止、あるいは経営支援、風評被害対策を一層進めるということで、8月に農林水産部内に、豚コレラ対策チームを設置いたしました。

現在、この対策チームが中心となりまして、養豚農家をはじめ、地域の皆さんの不安感であるとか危機感に寄り添ったきめ細かな対応をさせていただいておるところでございます。

いなべ市におけます豚コレラ発生事案の埋却地ということでございますけれども、こちらにつきましては、地域の皆さんから環境保全あるいは景観、また悪臭などに関する様々な御意見、御要望をいただいていたことから、県では早急に埋却地全体の盛土、それから整地を行いますとともに、埋却地を囲う野生動物の侵入防止ネットフェンスの設置、それから直接道路沿いに埋却地がございますので、道路から直接埋却地が見えないようにするための植樹など、可能な限り現地を訪れまして対応策を検討し、御理解を求めてきたところございまして、その結果、地元の自治会からは一定の御理解もいただいております。

加えまして、私も先日、埋却現場を訪問させていただきました。その際に、被害に遭われた農家の方からは、二度とこういうことがあってほしくないけれども、埋却にはやはり臭気の問題など地域の皆さんに御迷惑をおかけすることがあるので、そういったところは今回の経験を糧にしっかりと今後の対策に生かしてほしいというような御意見も伺ったところでございます。

県としましては、こうした御意見も踏まえ、万が一、埋却等を実施するこ

ととなった際には、防疫対応あるいは環境保全、景観の観点から生じる課題につきまして地域の皆さんの声を十分に聞き取りながら、様々な対策を丁寧かつスピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） これからも、豚コレラ対策チームを中心に、地域の方々の御意見をしっかりと聞きながら取り組んでいただくと、ぜひお願いしたいと思います。埋却地自体はその地域にずっと残り続けますので、その地域の方々にも寄り添った対応をぜひお願いしたいと思います。

そして、最後に、豚コレラの質問の中で、この風評被害のポスター、もう一度だけ掲げさせてください。（パネルを示す）

これ、何度もお話しさせていただきますけれども、豚コレラのこの課題というのは、オール三重で解決に向かいたいとは私は思っております。豚コレラは人に感染しません。豚コレラにかかった豚のお肉が市場に出回ることもありません。そして、食べても人体に影響はない。県民の皆様方も見ていらっしゃると思いますので、牛肉や鶏肉をあえて豚肉にしてくださいとは私は言いません。今までと変わらずに豚肉を消費していただく、オール三重でこの豚コレラに立ち向かえるような、そんな取組をぜひとも私からもお願いをさせていただいて、今回のこの豚コレラの質問は終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

時間もなくなってきましたので、3点目に移らせていただきます。

3点目の質問は、若者世代への取組についてであります。その中でも、若者の県内定着に向けた取組についてお伺いいたします。

本県では、人口減少の課題解決のために、県外への流出抑制と県内の流入促進に力を入れて取り組んでおられますが、平成20年から転出超過の状態が続いており、ここ最近では、平成29年には4063人、平成30年は4225人と2年連続で4000人を超える転出超過数となっている非常に厳しい現状であります。

その中でも、進学や就職に伴う15歳から29歳までの若者の転出超過数は全

体の約8割を占めており、若者の人口流出をいかに食い止めるかが大きな課題であります。

そこで、平成30年4月に、若者県内定着緊急対策会議が発足され、課題認識、意見把握、今後の取り組むべき課題など会議を重ね、令和元年6月に県内定着に向けた方策が示されました。

その議論を踏まえて質問でございますが、若者県内定着緊急対策会議の議論等を踏まえて、県内定着に向けた考え方や取組方針などが、先日お示しをいただきました、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案に、どのように反映されたのかお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、これまでの議論を踏まえて、若者の県内定着に向けた考え方や取組方向がみえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案にどのように反映されているのかということをお答えさせていただきます。

三重県における人口の転出超過数は2年続けて4000人を超えておりまして、厳しい状況が続いております。特に15歳から29歳の若者の転出超過が全体の約8割を占めるなど、転出超過の大きな要因となっております、大学等への進学や就職などがその背景にあると考えられています。

そこで、若者の県内定着に向けましてこれまで以上に部局を超えた連携を進めていくために、先ほどもありましたように、平成30年4月に、若者県内定着緊急対策会議を庁内に立ち上げました。

会議においては、有識者や若者の意見も聴取しまして検討を進める中で、進学時においては、若者一人ひとりの学びの選択肢の拡大や県内高等教育機関の魅力を発信していくこと、それから就職時においては、若者が重視しているやりがい、働きやすさ、給与の要件を満たす働く場を創出していくことなどの重要性が見えてきております。

こうした検討を踏まえまして、本年度の三重県経営方針におきましては、注力する取組の柱の一つに若者の県内定着を掲げまして、地域で活躍でき可

能性が広がる働く場づくり、一人ひとりが輝き地域から求められるひとつづくり、様々な人の思いをつなぎ三重に呼び込むきっかけづくりの三つの観点から、若者の県内定着に向けた様々な取組を進めているところでございます。

この第三次行動計画と一体的に策定する第2期の三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、この三重県経営方針で示しました働く場づくり、ひとつづくり、きっかけづくりの三つの観点を踏まえまして、これまでの自然減対策、社会減対策の二つの対策を再編しまして、活力ある働く場づくり、未来を拓くひとつづくり、希望がかなう少子化対策、魅力あふれる地域づくりの四つの柱としました。それぞれのアプローチから有機的、一体的に取り組み、人口減少に対する課題の解決を図っていこうということでございます。

このうち、若者の県内定着に向けた取組としまして、活力ある働く場づくりでは、若者にとって魅力ある働く場の創出や働き方改革の推進を、それから、未来を拓くひとつづくりでは、県内高等教育機関の学びの選択肢の拡大や地域発展に貢献しようとする思いを醸成する教育を、希望がかなう少子化対策では、結婚や妊娠、出産を応援する取組や安心して子育てができる地域づくりの推進を、それから、魅力あふれる地域づくりでは、AIやIoTなどを活用した地域づくりや移住、定住の促進、関係人口の創出拡大などの取組を総合的に進めてまいります。

こうした取組の推進によりまして、地域に仕事をつくり、仕事が人を呼び、まちを活性化し、誰もが安心して生活を営むことができる社会環境をつくり出しまして、三重の未来を担う若者が活躍できる地域にしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁をいただきました。様々な形で若者の県内定着に取り組まれるという内容でいろいろとお話をされたんですけども、そもそも、若者という定義というものをすごく自分の中では疑問視をしております、

この若者県内定着緊急対策会議の中では、若者の定義というものが15歳から29歳までで議論をするという定義が決められております。

でも、若者の県内定着という施策になったときに、決してその世代だけではない、30代、40代、私も30代で、自分では若者だと思っておりますし、知事も40代で、知事も若者だと絶対言うていただけたらと思いますし、30代、40代というところに焦点を当てていただく、そしてその世代からどれだけ意見を吸い上げられるかということも、私は県として取り組んでいただきたいと思います。

それをデータで示させていただきたいんですが、（パネルを示す）こちらの表をちょっと数字が細かくて見にくいかわかりませんが、こちらは、男女別転出超過数をグラフにさせていただいたものでありまして、転出者と転入者、そして10代から40代まで事細かに世代分けをしたデータをここに記載させていただいております。

ちょっと時間がないので一つ一つは説明できないんですけども、一番上の男性の転出者、平成30年度だけ比べていきたいと思うんですが、男性、平成30年の転出者においては、1万3831人、1万3000人以上の方が県外に転出をされていると。上から順にいくと、15歳から19歳までが1284人、そして20歳から24歳までが3758人、25歳から29歳も3043人と、やはり29歳までが圧倒的に数字としては多いというのが見てとれるんですが、その下、30歳から34歳も2096人、35歳から39歳も1400人と30代で約3500人の方が県外に流出しているという数字であります。女性の部分でも転出者の数字は、30代の1549人と967人、足すと約2500人の方が30代の方でも転出されている、そういう数字であるなと思っています。40代に関しても同じように、20代までとはいきませんが、もちろん、少ないという数字では到底ないかなと。

転入者におきましても、30代、40代の方々はその年代になってこの三重県を選んでいただける、そういう機会という意味では非常に30代、40代も少ない数字であると私は感じております。

この若者の意識把握という形であれば、30代、40代に対しての意識調査と

いう部分をぜひとも行っていただきたい。アンケート調査をする、ないし意見交換会であったり、座談会であったり、生の声を吸い上げていただけるような、今後、そういう世代からの声を拾い上げる、そういう取組、ぜひしていただきたいと思うんですが、どういうお答えになるでしょうか。

○戦略企画部長（福永和伸） 特に30代、40代の意見をどのように把握するのかということですが、毎年、県内に居住する18歳以上の県民1万人を対象に、みえ県民意識調査を実施しておりまして、幸福感をはじめ、地域や社会の状況についての実感などを伺いまして、年代別にその結果を把握して計画策定や施策の推進に活用しております。

直近の第8回調査におきまして、30代、40代の回答状況を見ますと、地域や社会の状況について実感していると回答された割合が県全体の数値と比べて高い項目は、結婚・妊娠・子育てですとか教育、それから低い項目は福祉サービスや犯罪や事故、そういったことになっております。

また、第7回調査においては、政策分野の重要度を伺っておりまして、全体としては医療、介護・福祉、それから防災・減災の順に高いんですけれども、30代、40代については、医療や介護、教育が高いということがわかっております。

こうした調査のほかに、子ども・福祉部では、平成29年度に18歳から39歳の3万人を対象とする意識調査を実施しておりまして、この調査では、未婚の理由として出会いがないという回答の割合が高かったことから、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）においても引き続き出会いの支援に取り組むこととしておりますし、子どもの数の理想と現実には差があるという結果も踏まえまして、県民の皆さんの希望がかなうように少子化対策や結婚、妊娠、出産の支援、子育て支援に取り組むこととしております。

今後とも、子育てや介護をしながら働く方の多い30代から40代に向けた施策の充実は重要と考えておりますので、様々な調査の結果を参考にして、この世代にも目配りしながら、引き続き施策の検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） みえ県民意識調査で30代、40代の意見もあるんですけども、今回、このみえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）の中間案を策定するに当たって、学生の子たちを中心に5000人にアンケート調査を行っている。それが、私は学生の子たちだけでいいのかな、30代、40代にもやはりこの県内定着に向けた意識調査というところはぜひとも個別にやっていただきたいなと思います。

どういう形でも結構ですけども、幅広い、30代、私も若者だと思っておりますので、ぜひ若者の広い世代にアンケートをとっていただき、ないし生の声を拾い上げていただける、そういう形にも取り組んでいただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次、若者への取組の2点目であります若者が主体的に取り組む事業の創出についてお伺いをいたします。

近年、人口減少社会、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、少子・高齢化社会、また、18歳からの選挙権なども受けて、若者に特化した政策展開をする自治体が非常に注目を集めております。

都道府県での主な先進的な取組としては、静岡県の次代を担う若者たちによる県民会議であったりだとか、こちらの静岡県の取組では、2060年の人口減少社会を見据えて、将来どのような社会を目指していくのかというのを未来の主役である若者たちのアイデアを出していただきながら、戦略について議論を深める、そういう形で取り組まれております。

また、秋田県では、県内の若年層が地域活性化活動に取り組む全県合同若者会議、こちらは、「若者たちが秋田を変える！」という言葉のスローガンに、高齢者の方や地域資源を活用したイベントなどの取組、こういうプロジェクトを行っております。

どちらも共通して言えることは、若者世代が自主的、自発的に行っているということでもあります。大人の考え方や大人の視点から若者を動かそうと

するのでは、若者はついていきません。

地域の重要な構成員として、そして三重県の次代を背負う若者力として、今後の県の施策展開において若者が主体となって活躍できる視点を持つことが大切だと、重要だと考えますけれども、どのような見解をお持ちなのか伺いをしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今後の県の施策展開において、若者が主体となり活躍できる視点を持つことが大切だと考えるが、私の考えということで答弁をさせていただきます。

複雑かつ多岐にわたる社会的課題に対応するためには、行政だけでなく、企業、大学、NPO、地域の方々など全ての県民の皆さんの力を結集する必要があります。

また、県民の皆様が三重県で夢や希望の実現に向けて生き生きと取り組んでいただくためには、一人ひとりがアクティブ・シチズンとして新しい三重づくりに参画していただくことが重要であると考えています。

そこで、三重県では、みえ県民カビジョンの基本理念に、県民力による「協創」の三重づくりを掲げ、多様な主体と連携し、施策の推進を図ってきたところであります。

第二次行動計画では、伊勢志摩サミットやインターハイといった重要イベントにオール三重で取り組んだことなど、全ての施策に協創の視点を取り入れ、県政を推進した結果、テロ対策パートナーシップ等の協創の取組が進みました。

そして、その中には、子育て中の若い父親も参加し、男性の育児参画を促す、みえの育児男子プロジェクト、子どもの夢の実現を大学生や企業関係者が支援する、みえの子ども夢実現応援プロジェクト、防災人材が中心となった共助の取組、地域ぐるみで子どもを育てることを目的に設置した学校支援地域本部の取組など、若者が参画した取組も数多く含まれています。

さらに、令和2年度当初予算では、県民の皆さんから行政にはない新たな

発想を事業に幅広く取り入れることを目指し、若者をはじめ、県民の皆さんが主体的に参加できる仕組みづくりとして、県民参加型予算「みんなでつくるか みえの予算」、みんつく予算を導入することとしています。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案では、施策展開の視点としてSDGsを導入することを打ち出しています。SDGsは多様なステークホルダーとの連携により、持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指すものであり、今後、様々な主体との協創がますます重要となると考えられます。

とりわけ持続可能な地域社会の発展という観点に立てば、若者が主体となった地域づくりを促進していくことは非常に大切な視点となります。

今後とも、各施策を展開する中で、住民に最も身近な自治体である市町とも連携しながら、地域の若者に主体的にかかわっていただくような協創の取組を進めていきたいと考えています。

また、私、このたび全国知事会の地方創生対策本部長に就任いたしましたので、知事会全体の取組においても御指摘のような視点を大切にしていきたいと考えております。

また、私が訪問した被災地、宮城県女川町では、復興ビジョンをつくるときにあえて30代、40代の次の世代の人たちを中心に復興ビジョンをつくった、そういう結果、今、女川町は他の被災地を比べても復興が進んでいる、そういうような状況があります。

ぜひ様々な施策の展開において、そういう若者の皆さんに主体的にかかわっていただくということを重視しながら進めてまいりたいと思います。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 知事自ら答弁をいただきありがとうございます。宮城県女川町の復興ビジョンを30代、40代の方が主体となってつくったと。これからの県を根底からこれから支えていく若者世代を、ぜひ自分たちで計画して、自分たちが主体的に動く、この形が非常に若い世代を育てる部分につながってくるのかなと思っております。

私、三重県の「美し国おこし・三重」という施策、昔していただいたと思うんですけども、自発的にふるさとや地域をよりよくしようとする、三重県とパートナーグループを結んで地域を活性化させるという取組で、私、員弁1300年祭実行委員会という地域のまちおこし団体の代表をさせてもらっておりました。パートナーグループを結んで、平成23年に登録させていただいたんですけども、あれから変わらずまちおこしを今でもさせてもらっております。

あの形があって今私はここにおると思っているんですけども、私が地域でいろんなイベントをさせていただいたんですが、一番成果が出たというのは、48名のメンバーの中で2組結婚してくれたんです。今子どもも生まれて家も建ててくれている。出会いが目的でやっていたわけじゃないんです。だけれども、みんなが集まって、自分たちで何かをやろうとすれば、自分たちで学び、自分たちで出会う、まさに自主的に取り組むということの、私1人の体験ですけども、そういう取組がぜひ広がっていけばいいのかなと、それをぜひ県としてもその視点を持って取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、最後、4点目の質問でございます。

最後は、三重とこわか国体・三重とこわか大会後の競技力向上についてお伺いをいたします。

現在、第74回国民体育大会として、いきいき茨城ゆめ国体2019・いきいき茨城ゆめ大会が茨城県で開催されております。三重県勢の大きな活躍が県民に勇気と希望を与えていただける、スポーツが持つ力強さを改めて感じさせていただいております。

ラグビーワールドカップ日本大会、また、来年には東京オリンピック・パラリンピックと非常に、国内だけでなく世界から注目されている日本のスポーツ文化、この機運が熟した中で、2021年、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されるわけでございますので、この機会を最大限に活用する

べきだと私は考えております。

その中で、競技人口が少ない競技などに光を当てたPRに積極的に取り組むことで、競技の裾野の拡大が図られ、国体後の競技力維持及び競技力向上につながるというふうに私自身は考えておりますが、県当局のお考え、どのようにお考えになっているのか、ぜひともお伺いをしたいと思います。

○議長（中嶋年規） 答弁は簡潔に願います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 競技人口の少ない競技について、どのように競技力の維持、向上を図っていくかということについて答弁申し上げます。

三重県には、国体正式競技となる41の団体をはじめとして、実に数多くの競技団体がございます。

これら競技団体の一部では、独自でそれぞれの競技の普及、振興に取り組んでいるところもございますが、競技人口の少ない競技では、団体の役員や運営に携わる人数も少ないことから、競技会の開催や運営、チームや選手の強化、組織の運営など様々な業務を少数の関係者が、とりわけ少ないところでは1人や2人がかけ持ちして行うといったこともございまして、競技の普及や競技人口の裾野拡大等にまで十分に人員を割けないといったようなことが課題となっております。

このようなことから、これら競技の体験会の企画を一元的に県が取りまとめましてチラシを作成し、実施会場の周辺にある小・中学校の児童・生徒へ直接配布するなどにより、競技団体の取組を支援しております。

また、県民の日記念イベントや国体のPRイベントなどで体験会の場を提供して、競技の魅力を伝える取組もまた進めております。

来年は、三重とこわか国体のリハーサル大会が、そして、再来年はいよいよ三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されることとなります。この2年間は、県内各地で多くの競技会を観戦できる機会に恵まれることとなります。このことは、競技団体にとりまして自らの競技を県民の皆さん、特に

子どもたちに知ってもらふ絶好のチャンスとなります。

このため、県としては、まずは市町に対して多くの人に競技会に訪れていただきますよう、特に住民の皆さんへの周知を働きかけていきたいと思いません。

また、両大会を通じて三重県の選手やチームが活躍すれば、ラグビーワールドカップではありませんが、おのずと光が当たって、子どもたちは夢と感動を受け、競技の魅力とすばらしさが強く印象に残ることとなりますから、三重とこわか国体・三重とこわか大会後も引き続き多くの子どもたちが様々な競技種目を志してくれるよう、競技団体とともに競技力向上対策に取り組んでまいりたいと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） ぜひこれを契機に、様々なスポーツにふれあう機会をつくっていただきたいと思いません。私自身もスポーツ大好きです。現場人として、これからも今までの競技力向上、また、さきにも質問させていただいた内容にも取り組ませていただくことをお誓い申し上げて、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。26番 杉本熊野

議員。

[26番 杉本熊野議員登壇・拍手]

○26番(杉本熊野) 新政みえ、津市選出の杉本熊野です。午後からの一般質問、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま会派総会で元気に頑張ってこいと激励を受けたのですが、私は私らしくやらせていただきたいと思ひます。

まずは、三重県の農福連携の推進についてでございます。

農福連携については、7年前、平成24年9月にも質問をさせていただきました。そのときは、鈴鹿市にある就労継続支援A型事業所のリーフレタスの水耕栽培と、同じく鈴鹿市にありますA型事業所の園芸植物タマリユウの栽培を紹介しながら、農福連携の今後の可能性について質問いたしました。

当時の梶田農林水産部長からは、障がい者の新たな就労の場として、また、農業の担い手確保につながる取組として十分に期待できるとの答弁がありました。

さらに、鈴木知事からも、行政に求められる役割は障がい者が当たり前働ける社会づくり、仕組みづくりだと認識しているとの答弁をいただきました。あれから7年、農福連携は随分広がりました。

(パネルを示す) この資料をごらんください。今、三重県における農福連携の現状でございます。県内で農業に参入している福祉事業所は46事業所、就労している障がいのある方の人数は582人です。平成23年、2011年、鈴木知事就任1年目から8年間で、就農人数は約3倍になりました。この伸び率は全国的にも注目を集めています。障がい者を雇用する農業経営体の数は18農業経営体、雇用者数は31人、約2倍になりました。合わせて613人、約3倍になりました。

この8年間の鈴木知事はじめ農林水産部の皆さん、現場の福祉や農業、関係団体の皆さんのたゆまぬ努力と、何よりも現場で働いている方々の力だと思ひます。

(パネルを示す) この写真は、三重県と一般社団法人三重県障がい者就農

促進協議会が出している事例集の表紙の写真です。働いている人たちの笑顔がすごくいいです。体力がつき、長い時間働けるようになった、コミュニケーション能力が高まった、意欲的になった、工賃がアップしたなどの声が寄せられています。私は、農の力は大変大きいものがあると思います。

(パネルを示す) この8年間の取組を少し振り返ってみたいと思います。2011年、平成23年に農林水産部担い手支援課に担当者を配置しています。その後は、農業大学校や農業改良普及員による取組があつて、平成27年に一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会が設立されました。そして、その翌年に、農福連携全国サミット in みえを開催し、そのときは、全国の都道府県から約400人の方が参加をしていただき、そのとき、三重県は農福連携の先進県としての名乗りを上げました。そして翌年に、農福連携全国都道府県ネットワークが設立されて、会長に鈴木知事が就任をされました。

今年に入って、令和元年4月、首相官邸に農福連携等推進会議が発足し、菅内閣官房長官、厚生労働大臣、農林水産大臣等とともに、鈴木知事も農福連携全国都道府県ネットワークの会長として会議に出席をしていただいております。そして、今年6月4日、国は農福連携等推進ビジョンを策定いたしました。

このように、今、国が農福連携等推進に向けて大きく踏み出しましたから、農福連携全国都道府県ネットワークの会長としての鈴木知事の果たすべき役割も大きく、三重県における取組もこれからさらに充実が必要だと思っています。しかし、いま一度、足元の状況を丁寧に見てみますと、これからの課題も多いように思います。

そこで、三重県の農福連携をさらに推進していきたいという思いを込めて、これからの質問をさせていただきたいと思います。

まずは、知事にお尋ねをさせていただきます。

この8年間、しっかりと推進してこられたことを踏まえながら、今、改めて農福連携の可能性についてどのように考えておられるのか。また、この8年間で随分、農福連携、広がってまいりましたけれども、今後の三重県の農

福連携をどのように推進していきたいと考えておられるのか、知事のお考えをお尋ねさせていただきます。お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） これからの三重県の農福連携の可能性や展望について、私の考えを述べさせていただきますと思います。

太陽の光、風、土を肌で感じ、自然の中で動植物とふれあいながら、伸び伸びと作業を行う、農福連携には農業における担い手の確保、障がい者の方々の就労機会の拡大や賃金の向上、さらには、障がい者御本人の心身への好影響や自立の促進、自信、生きがいの創出につながるなどの大きな効果と可能性があると考え、平成23年度から重点的に推進を図ってきたところであります。

これまでに、県では、福祉事業所等で構成される一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会等と連携しながら、障がい者と農業をつなぐ人材育成などに注力してまいりました。

また、全国的な農福連携の機運醸成を図るため、平成29年度に全47都道府県が参加した農福連携全国都道府県ネットワークを構築し、国への提言活動や施策研究などに取り組んできております。

このネットワークで実施した、全国の農業に参入した福祉事業所に対する農福連携の社会的効果に関する調査では、農業に参入した福祉事業所の多くで、障がい者の体力向上、体調や精神面の安定、コミュニケーション力の向上などが見られること。

こうした健康面の改善から、障がい者の欠勤率が低下したことなどにより、農業に参入した福祉事業所では、平均工賃等の額が全体の福祉事業所の平均よりも、A型、B型事業所の両方で高くなっていることなど、農福連携の効果や可能性が確認できたところであります。

こうした中、本年4月、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、国において、農福連携を拡大していく重要性などを踏まえ、内閣官房長官を議長とする農福連携等推進会議が設置され、国と地方、関係団体等が連携して取

組を進めるための、農福連携等推進ビジョンの検討が進められてきました。推進会議に私も地方の代表として出席し、農福連携の推進に携わる中で把握した課題と対応策を提案してきたところです。

6月に決定されたビジョンには、これまで、本県や都道府県ネットワークから国に対し提言してきた、農福連携の効果などの発信を通じた認知度向上の取組推進、農業版ジョブコーチを育成する仕組みの構築、ノウフク商品の発信、特に東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるPRなどが全て盛り込まれており、改めて地方の代表としての責任の重さや国からの期待の高さなどを強く感じているところであります。

県では国のビジョン等を踏まえ、引き続き、これまで行ってきた農業経営体や福祉事業所に対する農福連携に向けた意識啓発や、農場版ジョブコーチなどの人材育成、農福連携マルシェを通じたノウフク商品のPRなどに取り組むとともに、新たに三つの視点から農福連携を展開していきたいと考えています。

一つ目は、農福連携のさらなる認知度向上に向けて、国で新たに制度化されたノウフクJASの普及や、特別支援学校における関係者への理解促進。

二つ目は、障がい者等の就労を受け入れる対象の拡大に向けて、農業経営体における施設外就労を拡大するための地域の体制づくりや、林業、水産業事業体でのさらなる就労の促進、農業を行う特例子会社の設立に向けた企業経営者への啓発。

そして三つ目は、障がい者以外の福祉分野での対象の拡大に向け、この「福」の範囲を広げるということですが、ひきこもり状態にある若者など、働きづらさや生きづらさを感じている人たちの社会復帰に向けた農業の活用促進などに取り組み、これまで以上に農林水産業全体で障がい者などの活躍を促進していきたいと考えています。

今後とも、こうした農福連携の取組を進めることにより、SDGsや国のビジョンで目指している全ての人たちが、働きがいのある人間らしい仕事に携わりつつ、地域で暮らしながら生きがいをともに作り高め合うことがで

きる、地域共生社会の実現につなげてまいります。

先ほど来、議員のほうから県の取組、もちろん足元の課題があるものの、お褒めをいただいている中でありませけれども、これは何より、先ほど議員からもおっしゃっていただきましたとおり、現場の、本当に意欲を持って、例えばJALの国際線に乗せてみようとか、あるいはアジアGAPを取ってみよう、そういう現場で一生懸命に頑張っている皆さんや、中野会長をはじめとした協議会の皆さん、また、杉本議員や藤田議員におかれては、毎回、農福連携の会にも参加をしていただき、それを応援していただく方々、多くの皆さんの御協力によってここまで来ていると思います。

さらに、全国の先進的な取組を進めていけるように努力をしてみたいと思いますので、皆様の御協力、御指導をお願いしたいと思います。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） 知事からは、これまでの取組の成果と今の国の動きを踏まえながら、今後の展開の方向性を明快に御答弁いただいたと思います。

そして、何よりもいつも現場に目線を持っていただいていることに、敬意を表したいと思っております。

本当にこの8年間、農福連携を進めていただいて、今、国のところまで引き上げていただいた。内閣官房長官を議長とする農福連携等推進会議ができて、農福連携等推進ビジョンもつくっていただいて、さらにこれから全国展開をしていこうというところまで引き上げていただいたのは、現場は本当に頑張ってきた、それがもとでありますけれども、鈴木知事の力も私は大きかったと思います。

その中で、地方の代表としての責任の重さや、国からの期待の高さを強く感じていると答弁されましたので、そのとおりで、これからも全国を先導していく期待が三重にかかっていると私は思っております。

そんな三重県であり、鈴木知事でありますから、私以上に県内の課題は十分に御承知だと思いますが、もう少し、1点だけ掘り下げてお尋ねしたいと思っています。

私は、今の三重県の農福連携の現状を考えたときに、農業経営体の障がい者雇用をいかに増やしていくかが、これからの大きな課題だと思っております。

先ほどの表にありましたように、福祉作業所の農業参入は増えておりますけれども、それに比べて、農業経営体の障がい者雇用は伸びが少ないです。簡単なことではない。農業、本当に難しい課題がありますので簡単なことではありませんけれども、先ほど、施設外就労の拡大や農業の特例子会社の設立についても御答弁をいただきましたので、もう少しそのあたりのことも踏み込んで、どのように展開していこうと考えておられるのか、その方向性についてお聞かせいただければと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 県におけます今後の農福連携の推進の方向性ということで、具体的なお話も含めてということでお話をさせていただきます。

現在、県では、障がい者を対象とした農福連携の取組につきましては、農林水産業全体で拡大を図ることとして、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の施策131、障がい者の自立と共生に位置づけて取組を進めておりまして、令和2年度からも次期行動計画に基づいて推進を図る予定としております。

一方で、今回決定されました国の農福連携推進ビジョンには、障がい者にとどまらず、様々な福祉の分野との連携を農林水産業全体で促進していくことが盛り込まれておりまして、こうした農福連携における今後の取組方向などが示されたことから、本県におきましても、県や市町、あるいは、現在福祉や生産者の団体などが一体となって、農林水産業全体で福祉分野との連携を促進していくということで、先ほど御指摘のありました施設外就労でありますとか、あるいは現場での雇用の拡大というようなことで、そういったものも含めて、三重県としての取組方向をまとめたビジョンが必要ではないかと考えております。

このため、県や市町、JAなどの生産者団体、あるいは福祉団体、関係団

体で構成する検討会も開催しまして、現在、策定作業を進めている次期行動計画などとも整合をとりながら、そういった、今現在の課題の部分も含めたビジョンの策定に向けた検討を進めていきたいと考えてございます。

また、推進体制につきましても、県内で農福連携を推進していただいております三重県障がい者就農促進協議会の皆さんや、地域の農福連携推進団体もでございます。さらには、農業でということになりますとJAということにもなりますので、そういったところと合わせまして、効果的な推進体制をビジョンの検討の中でもしっかりと議論をしてみたいと思っております。

[26番 杉本熊野議員登壇]

○26番（杉本熊野） 私が先ほどお聞きしたかったのは、農業経営体をどういうふうにして農福連携のところにさらに参入を促していくか、その取組についてお尋ねをしたんです。

JAの参入のことなどもおっしゃってくださったので、そういうところもあるのかなと思っはいるのですけれども、実はそのところが一番大事だと思っております。

その後、ビジョンの策定とかお聞きしようと思っはいたんですけれども、もう次の答えをいただいてしまいましたので、ここ、切れていたんですけどね、一緒にいっちゃったので、済みません、少し戻ってやらせていただきます。

先日、浜松市の京丸園、視察に行っはまいりました。全国の農福連携等推進会議のメンバーでもあります。京丸園代表取締役の鈴木厚志さん、農家の13代目です。労働力不足に困っはいた京丸園は、ある人との、障がい者との出会いをきっかけにして障がい者雇用に踏み切っはりました。そして、一連の農業の過程を細分化して、それぞれの作業を標準化して、効率化を図ることによって生産が拡大して、障がい者雇用に始めてから売り上げは6倍に増えて、規模が拡大しておられます。そして、障がい者一人ひとりの仕事を賃金にどう反映させるかを、定量的に把握しておられます。

農業も本当にもうかる農業は大変です。障がい者も、本当に工賃を上げて

いくのは大変です。そういったときに、こういった取組、農福連携をすることによって農業経営体がいかにもうかるか、いかに収入をアップしていけるか、そういうところ、農業経営に及ぼす影響を定量的なデータを収集しながら解析をして、メリットを客観的に捉えて発信していく、そういった取組があってこそ、やっぱり農業経営体の参入につながっていくと思うんです。

ですので、今後、施設外就労でありますとか、それから特例子会社のことでありますとか、それからJAが参入していただく中で、そういった農業の側からのアプローチといいますか、そこのところを今後深めていくというのは、私は、これからの三重県の農福連携の課題ではないかと思っています。

鈴木代表、こう言われました。障がい者を受け入れて、初めて農業の弱点を認識できた。障がい者によって農業経営を伸ばせるかどうか、障がい者雇用をプラスにできるかどうかをしっかりと私は追求してきた。障がいのある方が働ける、働きたいと思う農業に経営改善していくことが農業の未来につながるとおっしゃいました。

障がい者が働きたくないという環境は、障がいのない人でも働きたくないです。そういった意味で、やっぱり農業のそういったところを改善していくということにつながるから、農福連携、農業にとって、とつても大事なんですというお話をされたんです。そのあたりのところは、私は今後のところだと思えますけれども、そのあたりのところ、鈴木知事、いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今まさに、前段の農福連携のメリットを定量的に示しましょうということについては、我々も国に要望している中で、今回6月4日にまとまった農福連携等推進ビジョンの中にもそういうのを提示していこうと国もコミットメントする形で書いてもらいました。

これまでは農福連携全国都道府県ネットワーク独自に、工賃の向上とか心身への影響がよくなったみたいなデータはとったんですけども、農業経営体のところというのはまだとっていないので、そういうネットワークなんかで

もそういう取組をぜひやっていきたいと思ひますし、施設外就労のところは、とにかくモデル的な形をいかに幾つかつくれるかというのにチャレンジしていきたいと思ひますし、企業経営、特例子会社のところは、人数をマッチングしたり、企業の方々の相談を受けたりする方法というのをつくっていかないといけないし、それを応援する農業版ジョブコーチの方々とか、そういうものの育成が重要だなど考えておりますので、そういうのを積み重ねながら、農業経営体、あるいは企業の特例子会社、こういうのを進むようにしていきたいと考えております。

浜松の鈴木代表のところは、私も推進会議で御一緒させていただいて、よく意見交換をさせていただいています。もう本当に熱い思いで、純粋な思いで頑張っていると思いますので、これからも仲間としてしっかり一緒に努力していきたいと思ひます。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） ありがとうございます。

2点目の質問はもう御回答いただきましたので、ビジョン策定の必要性があるということ、それから、策定に向けた検討を進めていきたいと御答弁いただきました。

そしてまた、推進体制についても、ビジョン等との検討の中で議論していくと御答弁いただきましたので、今後の取組、期待をさせていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

そして、もう1点、要望と申しますか、御検討いただきたいことが、次期行動計画との関係でございます。

ビジョン等の策定の検討は、みえ県民力ビジョン・次期行動計画との整合性をとっていただくんですね。と述べられましたので、私は、これまでも農福連携のみえ県民力ビジョン・次期行動計画への位置づけは少し納得がないところがあります。少しいら立ちと怒りも覚えながら言わせていただきますが、現在、農福連携に実際に取り組んでいるのは農林水産部担い手支援課でございます。しかし、政策体系は支え合いの福祉社会、施策は障がい

者の自立と共生です。福祉の常任委員会で質問をさせていただきますと、私、福祉に所属することが多いものですから、よくさせていただくんですけれども、そこに農林水産部担い手支援課の方が御出席をいただき、丁寧に答弁をさせていただきます。それはよろしいんですけれども、子ども・福祉部の方に答弁をいただいたことは一度もないと記憶しております。

先日、提案のありましたみえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）の中間案では、今回も福祉の施策にぶら下がっております。副指標は農林水産業と福祉の連携による新たな就労人数となっており、農林水産業に新たに年間12日以上従事した障がい者を数値目標とするという案でございました。

年間12日以上、一月に1日従事すれば1年間で12日、3日の施設外就労に4回行けば1年間で12日です。障がい者の自立は年間12日以上でオーケーでしょうか。この数値、意味がわかりません。説明不足です。

この数値が農林水産部の施策に位置づけられて、施設外就労の拡大を目指して、年間12日以上障がい者を受け入れた農業経営体の数であれば私はオーケーだと思います。なので、どこの施策にぶら下がっていくのかというのを御検討いただきたい。それは、ビジョンともとてもかかわることだと思います。三重県の農福連携が何を目指していくのかというあたりをビジョンの中でしっかりと検討をいただいて、第三次行動計画にしっかりと反映させていただくことを私は要望させていただきたいと思います。

これは常任委員会でも、これから次期行動計画、議会でも議論をさせていただくこととなりますので、またその中でも申し上げていきたいと思っております。

それから、地域における推進体制のことも議論していただくと思うんですけれども、今、市の中でのネットワークができています。鈴鹿市が先導的にやっていただき、名張市も本当にやっていただいております。そういったことが広がっていくように、市町内のネットワークはもちろんですけれども、市町間のつながり、交流、ネットワーク、そして県と市のネットワーク、そして、その中心をどこが担うのかというのが、私はこれからとて

も大事だと思います。

そのあたりの、中間支援組織のあり方みたいなところもぜひ御議論いただいて、これからの三重県の農福連携をさらに推進していただくビジョンと支援体制に、推進体制にさせていただくことをしっかりと要望させていただきたいと思います。

それでは続きまして、木の学校づくりの推進について質問をさせていただきます。

木の学校づくり、学校の木造化、木質化の教育的効果とその推進についてという質問ですが、私、この質問はいつかしたいなとずーっと心に温めていた質問だったんです。今年度、森林環境譲与税が始まったことをチャンスと捉えて、質問をさせていただきます。

(パネルを示す) 今年2月28日に完成いたしました亀山市立川崎小学校です。オープンスペースの校舎で、右側が教室、廊下との間の壁はなくて、仕切りの戸をあけると広い空間ができます。木質です。(パネルを示す) これも川崎小学校なんですけど、オープンスペースなので、仕切りの戸を閉めたところでございます。戸を閉めるとこんなふうに廊下と教室が分離をされるという、こういう校舎なんですけれども、いいですよ、いいですね、鈴木知事もこんな学校に子どもが行けたらいいなと思っていると思うんですけれども、みえ森と緑の県民税、市町交付金を活用してでき上がりました。

鉄筋コンクリートづくりの学校って本当に殺風景です。私などは、学校は薄汚いのが当たり前みたいな感覚がありますけれども、時々、木造化、木質化のすてきな校舎に出会うとうれしくなります。

昔、村では学校にだけピアノがあった。学校にだけ本、図書があった。昔、村の文化の拠点は学校でありました。今、学校にだけクーラーがない。最近、ようやくクーラーの設置が始まりました。今、学校にだけ洋式トイレがない。これもようやく、各学校、各階に一つは設置されるようになりましたけれども、数は少ないです。小学1年生に子どもが入学するときに、親たちが必ずする訓練があります。和式トイレの利用訓練でございます。けれども最近、

訓練に利用してきた店舗にも和式トイレが少なくなってきたというものが昨今の状況であります。そして、今、私がとても気になっているのが学校の木造化、木質化の推進でございます。

公共建築物などにおける木材利用は、徐々に広がってきていますけれども、クーラーや洋式トイレのときと同じように、またもや学校は取り残されるのではないかと、そんな危惧を抱いて質問させていただいております。

調べてみました。（パネルを示す）みえ公共建築物等木材利用指針でございます。三重県、このような指針を策定しております。法律に基づいて策定しております。県が整備する低層の公共物について、原則として、全て木造化を図るものとする。木造化が難しい施設においても、内装などの木質化をできるだけ進める。市町及び公共建築物を整備する者に対して積極的な木材利用を要請するというふうになっております。

最近、平成27年ですけれども、建築基準法が改正をされて、3階建て以上の学校なども木造が可能となりました。そこで文部科学省は、木造3階建て以上の大規模木造校舎等の整備に対して財政的な支援を行う、木の学校づくり先導事業を平成27年度より開始しております。補助制度を設けて、新築、増築の場合は2分の1の補助、改築、大規模改造は3分の1の補助、内装木質化の場合は、補助単価を5%加算するなどでございます。

これまで木造は、耐久性、コスト、防火、耐火に問題があるという見方が一般的でございましたので、その見方を変えていくために、文部科学省は、今年3月に「木の学校づくり」という、（冊子を示す）このような冊子を発行いたしました。「その構想からメンテナンスまで」というタイトルで、文部科学省の委託事業として、日本建築学会が発行したものですので、かなり中身は専門的でございます。中森議員、かなり専門的でございます。分厚いです。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

木の学校づくりの教育的効果とその推進について、どのように捉えておられるでしょうか。また、今後どのように推進していこうとしていらっしゃる

でしょうか。教育長のお考えをお聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 学校の校舎に木材を使用することの教育効果、それから、それを推進するため今後どのように取り組んでいくかという御質問でございます。

建築材料としての木材は、コンクリートや鉄と比較して耐火性や耐久性に留意する必要がありますが、軽量であり、加工性、調湿性、断熱性にすぐれた素材とされております。

県において、近年整備した、かがやき特別支援学校草の実分校、あすなろ分校、東紀州くろしお学園、松阪あゆみ特別支援学校、四日市工業高校専攻科棟については床や壁などに木材を利用しており、東紀州くろしお学園の体育館は木造で建築をしております。

これらの校舎については、保護者や来校者からも、木のぬくもりを感じる、明るい雰囲気、木の香りがしてやわらかいイメージがある等の感想が寄せられています。

学校での木材利用については、先ほど議員から御紹介をいただきました手引書にその効果が示されております。心理、情緒面の効果として、木造のほうが鉄筋コンクリートよりすぐれているというデータや、木質化率、これは建物内部の壁、床、天井等の表面積のうち、木質部分の比率のことでございますけれども、それが高いほどストレス反応の平均訴え率が低く、また、木質化率が高いほど学級の印象がよいという統計データが示されています。

これらのことから、木材は子どもたちが心身とも成長する場である学校環境の質を高め、豊かで潤いのあるものにする効果があると考えられます。

また、次代を担う子どもたちの教育の場で木材を使うことは、森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材として意義を持つものであるとも考えております。

こういったことを踏まえ、今後もみえ公共建築物等木材利用方針等にとり、コスト面にも留意しつつ、県立学校での木材利用を図っていききたいと

考えております。

また、小・中学校についても、文部科学省において学校施設の木材利用について国庫補助制度をはじめ、事例集や技術資料などの発行など様々な施策が講じられていることから、各種の情報提供や国庫補助制度の利用に当たっての助言を通じて、市町の取組を支援していきたいと考えております。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） 新たに建築いただいた県立学校、幾つかお示しいただきました。私もかがやき特別支援学校草の実分校、東紀州くろしお学園、松阪あゆみ特別支援学校、いろいろ行かせていただいて、本当にいい学習環境やなと思わせていただいております。

これからさらにそういったところ、ほかの学校にも、小・中学校にもと思っておりますので、この質問をさせていただいているんですけども、先ほどの教育的効果についてお話をいただいたんですけども、（パネルを示す）その後押しをする資料を出させていただきます。

これは、木造と鉄筋コンクリートづくりの校舎を比べた情緒不安定性の比較です。「木の学校づくり」の中の資料でございます。小学校5、6年生を対象に日本木材総合情報センターが行った調査で、不安傾向、抑鬱、劣等感、神経質、攻撃性などで、木造のほうが数値が低くなっております。

学校施設は学習の場であり、子どもたちが1日の大半を過ごす生活の場でもあります。心身ともに大きく成長するこの時期に、学校に木の空間を取り入れることの教育的効果は大きいと思います。

木の空間の効果については、最近、科学的な研究が大変進んできていて、集中力とか作業効率を高めるとか、杉の香りは鎮静作用があるとか、本当に様々な実証結果が出ています。

私、すごく調べていておもしろかったのが木目の魅力でした。木目模様には整然とした規則性はなく、しかしながら乱雑な配置でもない。このような曖昧さを揺らぎというそうです。木目の持つ揺らぎは、人の生理的な揺らぎ、人の体は乱雑ではないけれども、機械的のように規則的でもないのです、こう

いった人の生理的な揺らぎと同調するため、人は木目に心地よさを覚えるというそういう研究結果が紹介されていて、木の魅力というのは本当に奥深いなど思っているところでございます。

教育長におかれましては、今後、そういった教育効果も含め、いろんな場で様々な観点から発信していただき、木の学校づくりを推進していただくことを要望させていただきたいと思っております。

私は木の学校づくりを、ぜひそれぞれの地元の木材で、三重県産の木材で思っております。市町においては、この5年間でみえ森と緑の県民税を活用して、県産材による公立小・中学校の木質化に取り組んできた市町があります。(パネルを示す) これなんですけど、これが一覧です。松阪市はこの5年間、毎年、小学校の校舎の一部を木質化する取組をみえ森と緑の県民税でやってきました。また、御浜町、玉城町などでも木質化に取り組んでおられます。

この中から、御浜町の阿田和中学校を紹介させていただきたいと思っております。(パネルを示す) これ、生徒用玄関のところですよ。朝に登校して一番に出会う場所です。すごくいいなと思えました。それまではコンクリートでした。

(パネルを示す) これが1階の廊下の様子なんですけれども、両側の壁です。コンクリートの上に県産材を張って、木質化をしております。鉄筋コンクリートづくりで築50年を経過して、傷みが目立つようになったので、木の香りのするヒノキの無垢材で覆いましたと言っておられました。交付額は291万6000円です。2年前にも2階と3階の廊下を木質化しております。みえ森と緑の県民税を使って、2回に分けて木質化したという例でございます。事例集では、生徒だけでなく、職員からも木のいいにおいがして気持ち落ちつくし、やわらかな雰囲気になったと好評ですと紹介されておりました。

私は、阿田和中学校のように、新築木造化は無理でも、新築というのはなかなかそう頻繁に起こるものではありませんので、新築木造化だけではなくて、内装の木質化を、木の香りのする地元産、三重県産の無垢材でと強く思っています。

さて、三重県庁内には三重県県産材利用推進本部が設置されております。副知事をトップに各部局長、出納局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長が参加をしておられます。

このような中で、今年度から森林環境譲与税が始まったわけでございます。森林環境譲与税開始に当たっては、みえ森と緑の県民税との関係を整理していただき、公共建築物等での木造化、木質化については森林環境譲与税でということになりました。そういったことで、私は今後、県産材の利用促進が図られると大変期待もしているのですが、一方、もともと森林環境譲与税は森林整備に必要な財源を充当するためにつくられた税ですから、森林の少ない都市部では学校の木造化、木質化には使えるでしょうが、森林の多い市町では、学校の木造化、木質化は後回しになってしまうのではないかと、私なりに危惧もしているところでございます。

そんな状況も踏まえながら、今日の質問なんですけれども、そこで三重県県産材利用推進本部長の渡邊副知事にお尋ねをいたしたいと思います。

県産材による木の学校づくりの推進に向けて、今後、県としてどのように取組を進めていくのかどうかお考えをお聞かせください。

〔渡邊信一郎副知事登壇〕

○副知事（渡邊信一郎） 木の学校づくりに県産材を利用する、この推進本部でどうやって進めるのかということでお答えをさせていただきます。

県では、公共建築物におきます木材の利用、促進を図るために、平成17年、副知事を本部長とし、教育委員会事務局を含めた関係部局を構成員とします、三重県県産材利用推進本部を設置いたしますとともに、先ほど議員からも御紹介がございました、法に基づき、平成22年12月にはみえ公共建築物等木材利用方針を策定いたしております。

利用方針におきましては、公共建築物等について木造化を原則とすること、木造化が困難なものも含めて木質化を促進するものとしておりまして、この促進に向け県産材利用推進本部会議におきまして、課題の共有でありますとか検証を進めながら、県及び市町施設の木造、木質化に取り組んでまいりま

した。

その結果、学校施設におきましては、平成22年度以降、県立学校で12校、市町立小・中学校で7件が木造新築、増築されたほか、内装の木質化等につきましては、先ほど議員からも御紹介ありましたように、積極的な取組が見られるようになっております。これらの学校施設の中には、国の省庁から表彰を受けるなど模範的な事例も生まれております。

こうした中、近年、木造建築に係る技術は大きく進展をいたしてきておりまして、CLTと鉄骨づくりとの組み合わせにより、10階建ての建築も国内にあらわれているほか、本年6月には改正建築基準法が施行され、木造、木質化の可能性がさらに広がっているところです。

県産材利用推進本部としましても、こうした状況を踏まえつつ、県有施設等におけます木造、木質化をさらに推進していくとともに、市町の営繕担当でありますとか、教育委員会を対象に、木造、木質化された学校施設の見学会の開催でありますとか、校長会等におけます木造、木質化の魅力と可能性に関する情報提供など、あらゆる機会を通じて木の学校づくりの実現に向けた働きかけを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

[26番 杉本熊野議員登壇]

○26番（杉本熊野） 市町の営繕担当者や教育委員会対象に働きかけを行っていくということでありましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

やっぱり緑の循環、よく言われますよね。木を使い、植えて育てて、収穫するという緑の循環を回すことがすごく大事で、私はそのエンジンは木材利用だと思っております。公立小・中学校は、今後15年間で築45年を経過する施設が約7割を占めると言われております。木の学校づくりを緑の循環のエンジンにさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

そしてまた、他県では、県産材利用推進条例を制定しているところが増えてまいりました。もう10県を超していると思うんですけども、そういった条例化の検討も、私は今後必要になるのではないかなと思ひます。

ちょっと再質問させていただきたかったんですけども、推進本部で条例化の検討をしたことがあるかとかしたかったのでございますが、ちょっと時間がありませんので、またの機会とさせていただきたいと思います。

今後、木の学校を進めるに当たって、課題は人づくりだと思います。木の学校づくりには、素材生産、製材、乾燥、加工、流通などの川上、川中の関係者と、川下には設置者や教育委員会、農林や建築等の各課、計画、設計、施工等の川下の関係者など、本当に多くの多岐にわたる専門分野の人材が必要になってまいります。

そこで、農林水産部長にお尋ねをいたします。

そういった人づくりを進めていくために、県の取組状況、今後の推進についてお答えください。

○農林水産部長（前田茂樹） 木の学校づくりを促進していくための人づくりということで、お答えさせていただきます。

学校施設など公共建築物の木造化、あるいは木質化を促進するため、県としましては、県、それから市町職員、それから建築関係事業者等を対象としました公共建築物等の木造、木質化に係る研修、見学会の開催、また、県内の建築士の方を対象としました中大規模建築物の木造、木質化を設計、提案できる技術者育成のためのセミナーの開催といったようなことを通じまして、木の学校づくりを促進していく人づくりを進めておるところでございます。

引き続き、こうした研修、見学会、あるいはセミナーといった取組を進めつつ、さらに育成した建築士の技術者の方と各市町の営繕担当者、あるいは教育委員会の方とのマッチングと申しますか、その辺の連携を強める取組にも努めてまいりたいと考えてございます。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） よろしくお願ひしたいと思います。

（現物を示す）このチラシのことを言われたと思うんですけども、設計課題が、三重の木でつくる子ども園となっているんです。これはこれで本当に大事なことなんですけど、ぜひ三重の木でつくる学校という設計課題で、ま

た講座を開いていただけたらと思いますし、みえ森林・林業アカデミーの講座にしっかりと位置づけていただくことをお願いさせていただきたいと思います。

子どもが育つ学校に木を使うことは、ほかの公共施設に木を使うこととは少し違いがあると思います。子どものころから木に囲まれた空間で過ごすことによって、その香りや空気感、温かみやすがすがしさに浸りながら、地域の森林や木を使うことへの興味、関心が育っていきます。その中で育まれた感性は、森林の未来をつくる力になると私は思います。そして、持続可能な地域を実現していこうとする感性を磨くことにつながっていくと思います。SDGs、持続可能な開発のための目標達成は、次世代へどうつなぐかが重要な鍵を握っています。三重のSDGsの取組の一つとして、木の学校づくりを、ぜひ位置づけていただくことを要望いたします。

あわせて、教育施策大綱にも、ぜひ木の学校づくりの推進を加えていただくことを要望させていただきます。よろしく願いいたします。

最後の質問に移らせていただきます。

学校教育の情報化の推進についてでございます。

これまで、学校教育におけるICT、情報通信技術の活用は子どもたちの学習への興味、関心を高め、わかりやすい授業や子どもたちの主体的で協働的な学び、いわゆるアクティブラーニングを実現する上で効果的であるとして、県内でも様々な事業実践を行ってきました。

私も、三重県立みえ夢学園高等学校で、外国につながる子どもたちへの日本語の公開授業で授業の狙いを示したり、映像によって興味、関心を高めたり、内容をわかりやすく説明したりする場面で、教師が様々なICTを活用し、生徒が集中して楽しく学習しているすばらしい授業を参観させていただき、その効果を実感もさせていただきました。

また、来年度、2020年度から、小学校から全面実施される新学習指導要領では、情報活用能力を言語能力と同様に学習の基盤となる資質、能力と位置づけ、学校のICT環境とICTを活用した学習活動の充実を明記している

ところでは、また、プログラミング教育が新たに小学校でも必修化となりました。プログラミング的思考を育成するための学習が求められるところとなっています。

さらに、今年度6月28日、学校教育の情報化の推進に関する法律が施行されました。そして、文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定めなければならないということで、今年度中に計画ができて、来年度に実施がされるという予定になっているところです。

こうした今回の動きの背景には、これからの社会、Society 5.0の到来を予想しているというのが文部科学省の見解でございます。Society 5.0については、前野議員の一般質問で御説明がありましたので説明は割愛しますが、説明を受けても実感は湧かず、Society 5.0の社会の実現はまだまだこれからですが、子どもたちにとっては、将来、自分が活躍する新たな社会の姿だと思いますし、新たなSociety 5.0の社会で子どもたちが豊かに生きていけるよう、学校教育の果たすべき役割は私は大きいと思っております。

このような中、文部科学省は8月に、学校におけるICT環境の整備状況を公表いたしました。（パネルを示す）これがその中の一部ですけれども、県立高等学校における普通教室の無線LANの整備率でございます。文部科学省の調査でございます。全国29.3%、三重県7.2%です。

（パネルを示す）これが、県立高等学校における普通教室の大型提示装置の整備率です。大型提示装置というのは、プロジェクター、デジタルテレビ、電子黒板のことです。全国平均30.9%、三重県10.7%であります。

（パネルを示す）そして、これ、出そうかどうか迷ったのですが、もう既に文部科学省のホームページで公開されておりますので出させていただきます。三重県内の自治体における、公立小・中学校の普通教室の無線LANの整備率でございます。全国平均40.7%、三重県平均36%でございます。

（パネルを示す）これが、三重県内自治体における公立小学校の普通教室の大型提示装置の整備率でございます。全国平均51.2%、三重県平均43.1%

でございます。公立小学校については、自治体間、市町間でかなりの格差が
ございます。全国との比較もさることながら、市町間での格差というのがか
なり大きいと思っております。

このような状況をお伝えさせていただいて、今後ですけれども、普通教室
の無線LANや大型提示装置の整備など、県立高等学校におけるICT環境
の整備について今後どのように推進していくのか。そしてまた、ICT環境
の整備、自治体間の格差、市町の格差を県としてどのように対応して、支援
していくのか。そのあたりのところをお答えください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 県立高校におけるICT環境の整備をどのように進め
ていくのか、それから自治体間、市町の取組に大きな差が生じないように県
はどのように取り組み、支援していくのかという御質問でございます。

絶え間ない技術革新により社会が急速に変化する中、本県においては、名
張青峰高等学校において平成28年度から校内の無線LAN、普通教室への電
子黒板つきプロジェクターを整備するとともに、生徒に1人1台タブレット
パソコンを貸与し、ICTを活用した学習活動を先行的に実施してきたとこ
ろです。

ICTを活用して学んだ生徒のアンケートでは、授業内容をより深く学び
たくなった、授業で考える学習活動の時間が確保されていると、肯定的な回
答をした生徒が9割を超えており、一定の学習効果が見られていると考えて
おります。

また、令和4年度から実施される高等学校学習指導要領では、各学校にお
いて、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するた
めに必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること
が明記をされ、学習活動にICTを活用することの必要性が示されています。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会において、今年7月からIT業界を
はじめとする産業界等の外部有識者で構成する、新時代に求められるICT
活用能力の育成検討協議会を開催し、三重の生徒たちに育成したい力やその

力を育成するためのICT環境等について協議をいただきました。

協議会では、これからの時代はICTをツールとして日常的に使いこなしながら、人間ならではの感性や創造性等を伸ばす必要がある、課題解決型の学習等を進める際にも、観察や分析などに必要な情報活用能力が重要であり、校内の無線LANが整備された状況のもとで、電子黒板やパソコン、タブレット等の整備が大前提となるなどの御意見をいただいております。

高等学校におけるICT環境の整備については、新学習指導要領や協議会の御意見も踏まえ、国事業の活用も考慮しながら、今後の進め方等について早急に検討してまいります。

小・中学校におけるICT環境の整備状況については、全国的にも自治体間で大きな差があることが課題となっており、県内の市町間でも整備状況にばらつきがあるのが現状でございます。

このため、本年5月にNPO団体と連携し、市町を対象としたプログラミング教育明日会議を開催し、文部科学省による講演や学校教育で必要とされる最先端のICT機器等の体験のほか、各学校での取組状況等についての情報交換を行いました。

また、9月には市町等教育委員会に、ICT環境整備に係る地方財政措置について改めて周知を行ったところでございます。

県教育委員会としましては、整備状況に課題のある市町の状況等について丁寧に取り組み、それを踏まえて、国の制度や既に取組を進めている市町の具体的な事例を紹介するなど、ICT環境の整備が進むように働きかけをしていきたいと考えております。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育というと、教育内容にかかわることを意見することが多いんですけども、やっぱりこういった学習環境、ICTもそうですし、木の学校づくりもそうです、こういったところは実は目に見えないところで大きく教育にか

かわっているというのが、私は本当のところだと思います。そういったところを大切にさせていただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

最後ですけれども、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案では、目指す姿を、三重県らしい多様で包容力のある持続可能な社会として、Society5.0とSDGsの考え方を取り入れながら、施策展開を図ろうとしておられます。

Society5.0もSDGsも未来にかかわる重要なテーマでございます。やっぱり次世代を担う子どもたちの施策に、その中でしっかりと光を当てていくということが私はとても重要だと思います。そういったところを展望しながら、今後、三重県政、施策展開、みんなで議論をし、進めてまいりたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 43番 中村進一議員。

〔43番 中村進一議員登壇・拍手〕

○43番（中村進一） 新政みえ、伊勢市選出の中村進一でございます。

質問に先立ちまして、9月の豪雨によりまして、いなべ市におきまして1人の方が亡くなり、多くの皆さんが被災をされました。心からお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと思いますし、防災、減災に対してしっかりと我々も取り組んでいかなければならない、そんな思いを持ったところでございます。

さて、昨日から10月に入りまして、議会側はクールビズでということになっているんですけれども、私も直前まで悩んだんですけれども、私の友人が質問するときはどうやということでネクタイをプレゼントしてもらってありまして、よく見たら中に平和という刺しゅうがしてございまして、平和の質問をするときはこのネクタイでということで、今日はネクタイをしてまいりました。

それでは、通告に従いまして、今定例会会議最後の一般質問ということになりますが、私ども新政みえは、8月末から9月にかけていろんな団体の皆

さん方と懇談をして、来年度の予算措置、あるいは、今何が一番困っているのかということ、そういう議論をしてまいりました。そういったところから出てきた課題等も入れさせていただきながら、大きく4点について聞かせていただきたいと思います。

知事をはじめ執行部の皆様には、県民にわかりやすい答弁をお願いしておきたいと思います。

まずは、私たちの食料供給、本当に大丈夫かということで、農業と漁業に忍び寄る不安解消についてお伺いしたいと思います。

確かに、農業については豚コレラ対策で、本当に養豚農家の皆さんの不安ははかり知れないと思っておりますし、対応していただいている県職員の皆さんをはじめ、関係者の皆様の御尽力に心から感謝と敬意を申し上げたいと思います。

また、漁業につきましても、アコヤ貝の大量死が発生しております。執行部には、原因究明と対策を急いでいただきたいと思いますところでもあります。

農業者も漁業者もこんな状況の中で、高齢化や後継者不足の中で必死で頑張っておられて、必死で私どもの食料自給率の維持に努めながら、地域のコミュニティーも支えていただいていると、そのように思っております。

国は、こうした農林水産業を活性化させようということで、種子法の廃止、そして農業振興法制定、種苗法の改正、漁業法の改正など次々と法改正を打ち出してきました。その共通している流れは、大手民間企業、いわゆるグローバル企業の参画を促して活性化を進めよう、そんな意図が見えるわけがあります。

こうした国の動きで、本当に地方の農業者、漁業者は救われるのか、守られるのか。厳しい環境のもと日本の食料を守ってきた農民、漁民、これから一体どうなっていくのか。そんなことを考えますと、私は企業の介入より、まずは地域を支えてくれている農業者、漁業者を県としてどのように守っていくか、その視点で質問をさせていただきたいとそのように思います。

まずは、種子法廃止など国の政策についてであります。

知事は、26日の青木謙順議員の質問に対して、種子条例の制定を令和2年6月の議会で提案する、明快にお答えをいただきました。新政みえも2019ビジョンということで、我々21名でこの4年間のビジョンをつくっておるんですけども、これの農業政策の柱に、鳥獣害対策と一緒に種子法を入れてございます。農林水産業の強化の柱ということで、安定的に主要農産物の優良な種子の供給を図るため、県の責務を規定するというので、今のところ仮称というふうに上げてありますけれども、取り組んでいるところでございます。ですから、その立場から言いますと、本当に今回の知事の英断を大いに評価したいと、そのように思っております。

振り返ってみますと、国は、野党6党の反対する中で、十分な議論もないままに主要農作物種子法を廃止しました。都道府県が優良品種の農作物を安く普及させるために、国が予算措置をしてきた主要農作物種子法でございます。この種子法が廃止されたとき、農家にどんな影響が出るのか、それを心配して、先般、答弁には触れられませんでしたけれども、今まで、新政みえの藤田宜三議員や小島智子議員が本会議のこの場で詳しく問題点に迫り、条例化の必要性について提言をしまいったところでもあります。

今、国会では、また6野党が協力をして種子法を復活しようと、そういう法案も出されております。今、継続審議中でありましてけれども、全国の条例制定の動きが広まることで、再度、議論されることを期待しているものでございます。

条例を制定する以上は、種子法の中身に合った優良種子の確保が図られ、我が国の水田農業の発展に大きく貢献するとともに、食料の安全で安定的な供給に寄与する、そんな内容にしていきたいと思っております。

これまで三重県は、種子法に基づいて、奨励品種を決定するための試験の実施、そして、種子生産のもととなる原種及び原原種の生産、種子を生産する圃場の指定、種子の審査などに取り組んでまいりました。その結果、三重県に適応した優良な品種として、これまで約70の奨励品種を選定するとともに、稲の主力品種でありますコシヒカリ、麦ではあやひかりなど、原種、原

原種の生産と保存を農業研究所で行ってきたところでございます。

種子法が廃止になって、11の道と県で条例化がなされ、ほかにも、今条例化を検討している県もあると聞いております。各県は廃止された種子法の制度を埋めるために、それぞれの県に見合った条例づくりへ創意工夫をしているのではないかと、そのように思います。

例えば長野県では、将来にわたって継承していく必要のある、従来からある品種を守るために、米、麦、大豆の主要農作物に加え、そばや、そして信州の伝統的な野菜などの種子を生産し、保存管理することを条例化しております。

そこで、お伺いをいたします。来年6月制定に向けた条例の中身は、一体どのような方向で考えておられるのか。そして、三重県の三重県らしさ、そういったものをどう入れるのか。その考え方をお聞かせください。そしてまた、条例制定に向けたスケジュールをお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお伺いをいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 種子条例の制定に当たっての内容、あるいは制定までのスケジュールということでお答えをさせていただきます。

主要農作物種子に関する条例につきましては、県議会本会議における質問や常任委員会での議論を通して県議会から御意見をいただく中で、関係機関で構成します三重県主要農作物採種事業検討会を設置いたしまして、検討を行ってまいりました。

県では、これまでの県議会からの御意見、御提案をはじめ、多くの県民の皆様、検討会や農業団体からいただいた御意見を踏まえて、現在の種子生産の体制について改めて検証を行い、将来にわたって主要農作物である稲、麦、大豆の優良種子の生産と安定供給を図っていくため、条例の制定を進めていくこととしております。

具体的には、優良種子の安定供給を確保するために必要な取組として、原種や原原種の生産、種子生産圃場の指定、また、種子の審査というようなこ

とを県の役割として規定をいたしますとともに、県だけではなく、種子生産にかかわる生産者の皆さんやJA等関係団体などが連携をして、採種事業に取り組んでいくための条例にしたいと考えてございます。

また、三重県ならではの取組といたしまして、昨年度に農業研究所が県内の米卸業者、あるいは外食事業者と連携して開発をしました水稻品種であるみのりの郷というのがございますが、こういった民間事業者のニーズを踏まえた品種開発に取り組むことを規定していきたいと考えております。

このほかにも、県内には古くから栽培をされてきました地域固有の稲、麦、大豆品種が多く存在いたしますことから、こうした在来種の活用に向けた地域の取組に対して、県としても技術的なサポートを行うということも盛り込んでいきたいと考えておるところでございます。

今後は、県議会の皆様をはじめ、種子を生産する農業者の皆さんや県米麦協会、JA、実需者団体等の皆さんから御意見をしっかりと伺いまして、年内には条例の骨子案を取りまとめますとともに、パブリックコメント等の手続も経ながら、3月に最終案をお示しし、6月定例会会議での議案提出を目途に検討を進めてまいります。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） ありがとうございます。

聞かせていただいて、期待以上の詳しい答弁をいただいたと思っております。

今の話ですと、古くからある三重県独自のそういった種子も守っていくんだということ、それから、具体的にはもう3月に最終案、そして6月に議案提出ということでスケジュールもきちんと整えていただいているということでございます。

私どもといたしましても、ぜひ今回の種子法で抜けた部分をしっかりと穴埋めしていただくようお願いしておきたいと思っております。

もう1点、聞かせていただきたいんですけども、種子法廃止とセットで、公的な育種の成果を民間に譲渡することを義務づけた農業競争力強化支援法

というのが成立したんですね。法律の第8条第4項に、都道府県、試験研究機関が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することと記述をされているんですね。

これは、農業研究所も先般お邪魔をさせていただいて、いろいろ聞かせてもらったんですけども、本当に長いことかかって、10年ぐらいかけて新種をつくって、それからまた1年かけて原原種、そしてまた1年かけて原種という形で、大変な苦勞をして種子をつくるわけなんですけれども、そういった長年のノウハウ、知見を民間にそのまま渡してしまう、そのことにつきまして、やはり私は大事な三重県の宝を出してしまう、そのことについて非常に心配なんです、そういった部分についてある程度制限できるような、そんな条例改正という形はできないものか、このことについてお聞かせください。

○農林水産部長（前田茂樹） 民間事業者への知見の提供ということでございますけれども、これまで農業研究所等が開発いたしました品種の種子等を外部の民間企業等に提供する際には、許諾契約というのを締結しておりまして、目的外の使用を認めないといったような制限を行っておるところでございます。

今後も、同様の取り扱いを行うことで、民間事業者に主要農作物種子の提供を行う場合にも問題が生じないように、取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 許諾契約等をきちっと結んで、外に出ていかないように契約で対応するというところでございますので、その辺しっかりと対応していただきたいと思っております。やっぱり国の大きな流れの中で、今回の法律がいろいろ、いろいろと私には思っております。

もう1点、お聞きしたいんですけども、種苗法というのでも改正をされております。種苗法の中で、農家の人が種を自分で育成する自家増殖というのがあるんですけども、自分のところで来年つくる種を自分のところでつくって、そしてまいて、また来年もという、それが一般的になっているんで

すけれども、そういった自分のところでやる、種苗法で自家増殖も原則禁止というふうに聞いておるんですけれども、それをされると一般農家の方は非常に困ってしまうんじゃないかと思うんですが、私の思い違いかどうかわかりませんが、この現状と対策についてあればお聞かせください。

○農林水産部長（前田茂樹） 自家採種あるいは自家増殖ということでございますけれども、種苗法では農業者の皆さんが購入した種子や苗を栽培して種子等を採種する自家増殖については、自家増殖せずとも安定的な供給確保ができる品種については、育成者の権利保護の観点から自家増殖を禁止するというようにしております。

現在、自家増殖の禁止対象には、野菜、果樹、それから花卉・花木類、あるいはキノコといったようなものが指定されておまして、農家におけます、稲、麦、大豆の自家増殖は認められておるということになってございます。

現時点でこれら主要農作物を禁止対象にする特段の動きというのはございませんけれども、今後とも国の動向にも注視しながら、農家への影響が懸念される場合には、禁止対象としないこと等も含めて国に要望してまいりたいと思っております。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 私も農業はもう、家庭菜園ぐらいしかやっておりませんので、なかなか難しい話かなと思うんですけれども、ただ、農家の方々が自分で種をつくってやることに対する制限が今かかっているという流れも非常に心配でありますので、またの機会に質問させてもらいたいと思います。

私、今回のこの質問をするに当たりまして、先般、志摩市出身で東京大学で研究をされております鈴木宣弘教授を訪ねました。お話をいろいろ聞かせてもらいました。

教授のお話は、種子法が今回廃止された背景に、世界中で起きているんですけれども、例えばモンサントなど、大きなグローバル種子企業がやはり日本の主要農作物の種子を牛耳ろう、そういうような大きな流れの一環ではな

いかということをおっしゃってみえました。

既に日本の米、麦、大豆以外の野菜のほとんどの種子は、こうしたグローバル種子企業が関与してつくっていると言われております。ですから、野菜における種子の値段、ここ数年で大きく値上がりをしていると思っております。いよいよ次は残された、先ほど部長は、まだ米、麦、大豆までは来ていないと言うんですけれども、それも方針として出てくるのではないかと思っております。

三重県の農家を守るためには、やはり三重県としてしっかりとこういったことに対応していただきたいと思います。もう既に、遺伝子組み換え表示の禁止とか、あるいは、ゲノム編集の非表示などそういった動きも見えてきております。この辺も絡んでくるのではないかと思います。

どうか、執行部におかれましては、県民が安全・安心した生活を送れますように、しっかりとこの辺もチェックをしていただく、取り組んでいただく、そのことをお願い申し上げていきたいと思っております。

それでは、次は、漁業振興について質問をさせてもらいたいと思っております。

まずは、黒ノリの生産と伊勢湾の環境についてということでお聞かせいただきます。

先般、田中智也議員のほうからも紹介されましたけれども、農林水産省が5年ごとに調査をしております漁業センサス、これを発表されました。中日新聞に上がっておりましたけれども、県内の漁業就業者数は5年前の2013年より1683人減っております、今6108人、過去最低となったという記事でありました。しかも全体の6割が60歳以上で、高齢化も進んでいるということでございます。後継者不足も大きな課題であります。

また、資源管理も大変厳しい状況に置かれています。先般、黒ノリの生産業者の方から、黒ノリの色落ちがひどい、このような状況が続くと、後継者がますます減少するという声をいただきました。

こんなことも言っていました。大漁貧乏なら誰も漁師はやめない。これは、貧乏でも漁さえできれば後継者はちゃんとつくるよ、そういう自信がある、

そんなことだそうです。

昨年は特に色落ちがひどくて、桑名のほうはもう全滅に近いということがありました。伊勢湾の外海に面した菅島の一部が、何とか収穫できたということでございます。

(パネルを示す) これは色落ちをしていないほうの、普通の引き上げたときのノリです。色落ちをすると、(パネルを示す) こんなになってしまうんですね。これが商品になると、(パネルを示す) 向かって右側です。これは普通のノリで、本当に私もノリが大好きでめっちゃうちゃおいしいんです、伊勢湾のノリは。左はもう商売にならない。こんな形になるということでございます。

水産研究所でお話を聞かせていただいたんですが、海の生物は環境に左右されるものですが、黒ノリとかアオサとかワカメ、こういった海藻類は特に影響を受けやすいということがありました。

伊勢湾は御案内のとおり、東海地方の山々から豊富な栄養分であります植物性プランクトンが流れ込んで、それを動物性プランクトンが食べる、それを小魚が食べる、そして、それを大きな魚が食べる。そんな食物連鎖が豊かな漁場をつくり、イカナゴ漁、サワラ漁、アサリ漁などが盛んに行われてきております。しかし最近、イカナゴ、アサリは激減をしております。伊勢湾を豊かな海にし続けることは、まさに私ども三重県民の命と直結することであろうかと思えます。

県は、生活排水処理アクションプランに基づきまして、市町や関係部と連携して、下水道の施設や集落排水設備の整備、合併浄化槽への転換などを進めています。また、伊勢湾再生に向けては、三重県海岸漂着物対策推進計画に基づきまして、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業との協力体制を拡充しております。

こうした政策で確かに海はきれいになったけれども、海に暮らす生物にとって安心して暮らせる豊かな環境になっているかどうかは疑問であります。黒ノリにとっては、窒素、リンなど栄養塩は大好物であります。成長に大切

な役割を担っています。しかし、これが多過ぎると夏場に貧酸素水塊が発生して、二枚貝の死滅が起きます。そして、そこで栄養塩が流入し過ぎないように栄養塩を減らして、総量規制を行っています。すると今度は、ノリに栄養が行かず、色落ちのノリができてしまう、そんなことでございます。

そこで、3点ほど聞かせていただきます。伊勢湾の環境変化に対応するための、ノリの色落ち対策に関する県の取組状況をお聞かせいただきたいと思っております。

6月の村林議員の質問に対しまして、窒素、リンという栄養塩が少ない環境下でも、色調や生育にすぐれた新たなノリ品種の開発に取り組んでおられるという答弁がありました。先般、水産研究所にお邪魔したときもそのようなことをおっしゃっていましたが、その状況をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、漁師さんたちが現場から感じるのは、やっぱり下水処理場から流れてくるもの、窒素、リンなど栄養塩が少ないのではないかと。何とか下水処理場の生物に優しいような、そういう管理運転をしていただくことはできないのか、こんな声を聞かせていただきました。この点についても、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、今の状況、私も極めて伊勢湾は異常な状況になってくるんじゃないかなと思っております。環境行政の観点から、きれいで海の生物にとって優しい豊かな伊勢湾の再生に向けて、どのような取組をされているのかをお聞かせください。

以上です。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問をいただきました3点のうち、3点目の伊勢湾がきれいだけでなく生物にとって優しい豊かな海となるよう、総合的な視点でどう取り組んでいくのかという点について答弁させていただきます。

伊勢湾の再生のためには、水質が良好な状態で保全されることに加え、生物多様性や生物生産性が確保され、豊富な水産資源を持続的に享受し、さら

には、漁業や観光業の振興等を通じて地域の活性化につなげるという観点から、きれいで豊かな海を目指す取組が重要です。

現在、改定を進めております環境政策のマスタープランである、三重県環境基本計画の中間案においても、これらの考え方を取り入れ示しているところであります。

伊勢湾の再生のためには、国や流域自治体が連携して取り組んでいくことが重要であり、国土交通省や水産庁、環境省、東海3県1市等で構成する伊勢湾再生推進会議では、豊饒な宝の海を取り戻すことを目標に取組を進めているところです。

報告書では、生物生産量の低下に伴って、植物プランクトンを捕食する機能が低下することにより、貧酸素水塊が形成され、より一層の生物資源量の減少を招くという悪循環、負のスパイラルが示唆されています。豊饒な宝の海を取り戻すためには、干潟、浅場、藻場が保全、再生、創出され、かつ流入負荷を適切に管理していくことが求められています。

伊勢湾における栄養塩である窒素、リンの平均濃度は、ここ10年間で大きな変動はなく、環境基準もほぼ達成しているものの、先ほど議員からもありましたような、ノリの色落ちやコウナゴ、アサリの不漁などが起こり、私も漁業者の方々から切実な声を多く聞いております。これらについては、漁場での栄養塩不足のほか、貧酸素水塊や高水温等、様々な要因が考えられています。

今後とも、さらなる知見の集積のために調査研究を行い、その成果を生かして、国や関係機関等とも連携しながら、きれいで豊かな海を目指して総合的な取組を進めてまいります。

冒頭で申し上げましたように、三重県環境基本計画は今後10年間のSDGsのゴールたる2030年とゴールを一にした取組でありますので、一朝一夕に直らないかもしれませんが、中長期的な視点でしっかり取り組むとともに、また当面の漁業などに心配を持っている方々の安心のための対策についても、具体的にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 黒ノリの色落ち対策に係る取組につきまして、お答えさせていただきます。

黒ノリ養殖におきまして、ノリの色落ちの発生により、商品価値が下がるということが大きな課題となっております。

色落ちの要因の一つとしまして、養殖漁場における窒素など栄養塩量の低下が関係していることが、これまでの研究結果等から明らかになってまいりました。

このため、今年度から県水産研究所では、栄養塩量が少ない環境下でも色落ちしにくい黒ノリ品種の実用化に向けまして、研究室内での培養試験を実施するとともに、来年度以降は、実際の漁場において養殖適性を把握するための現地試験を行うこととしております。

また、養殖漁場におけます栄養塩量等の情報というのは、適正な養殖管理などを行う上で大変重要であると考えております。

このため、水産業普及指導員が漁期中、毎週1回、漁場ごとに黒ノリの生育状況を生産者の方から聞き取りますとともに、県水産研究所で栄養塩量等の分析を行っております。

こうした情報につきましては、適正な養殖管理に活用できますよう、三重県漁連が三重県のり情報として情報提供いたしますとともに、今年度からは、ノリの漁期が始まる時期に合わせまして新たにSNSを活用し、生産者の皆さんに迅速に的確に情報提供するというような仕組みも考えておるところでございます。

さらに、県水産研究所では、黒ノリの色落ちの予測や、より適正な養殖管理につながるよう、本年4月から年間を通じて養殖漁場におけます栄養塩量を調査いたしますとともに、調査結果の解析にも取り組んでおるところでございます。

引き続き、栄養塩量が少ない環境下でも色落ちしにくい新たな黒ノリの品種開発を進めますとともに、養殖漁場の環境を的確に把握し、速やかに生産

者の皆さんに適正な養殖管理に必要な情報を提供するという事で、本県の黒ノリ養殖業の振興に向けて取り組んでまいります。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 私のほうからは、下水処理場の管理運転の取組についてお答えを申し上げます。

下水道の放流水質は法令で定められており、水質基準を遵守して放流を行っています。きれいで豊かな海を求める声がある中、昨年度から、雲出川左岸浄化センターにおきまして、放流水質基準の範囲内で栄養塩類をどの程度まで引き上げることができるかの確認をするため、水処理の運転方法に関する調査研究に取り組んでいます。

今年度は、この取組を宮川浄化センターなど他の浄化センターに展開し、さらに調査研究を進めてまいります。

調査研究状況につきましては、農林水産部や環境生活部と情報共有を図りながら、今後の栄養塩類管理運転の対応を調整していきたいと考えてございます。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○**43番（中村進一）** ありがとうございます。

知事のほうから、伊勢湾の浄化についてはすぐにできるものではないので、長期的にそれもしっかり取り組んでいただく、その思いを、決意を聞かせていただきましたので、安心をしているところでございます。

県土整備部長のお話ですけれども、兵庫県では瀬戸内海が伊勢湾と同じような状況になっているということで、今、全国で初めてという形で、かなり管理を始めているというふうに聞いておりますし、兵庫県ももっと水質がよくなり過ぎてしまって、イカナゴとか、それからノリの色落ちが進んでいるということでございますので、ぜひ兵庫県とも連携をとっていただいて、伊勢湾の水質改善に向けて試験運転をしていただきたいと思いますなど申し上げておきたいと思います。

それから、漁業の問題でもう1点、お聞かせいただきたいと思います。

漁業法が70年ぶりに改正されたんですけれども、その中で、海面利用制度、これも鳥羽の野村議員、あるいは、村林議員からも何度か質問があるんですけれども、浜というのは昔からそこに住んでみえる漁師の方々が、自分ところの浜というイメージでいろいろやってきて、それを漁協が入って、そしてうまく管理をしてきたんですけれども、そこへ今回の改正で民間企業がどんと入って、今までやったら漁協の中で議論をしながら、漁協の組合員としてそこで仕事ができるという、そういうことが多かったんですけれども、今回、知事の権限で、ようけもうかるところについてはぜひそちらへという、適切かつ有効に利用する、そんなところに貸し出せるというか、権利があるような、そんな制度に変わったというふうに聞いておるんです。今、漁業者も高齢化とか後継者不足で浜があいてくる、そこへ民間の大手がどんどん入ってくる、それがどんどん進んでしまうと、本当に日本の漁民を守るような制度になっているのかどうなのか非常に私自身も不安なんですけれども、私も漁師をやっているいとこの子どもとかたくさんみえるので、この辺の今回の漁業法の改正、本当に日本の漁業を守ることにつながるのか、浜を守ってきた漁民というのは守られるのか、適正かつ有効に利用、これの意味をもう少し詳しく教えていただければと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 漁業法の改正によります影響等につきまして、お答えをさせていただきます。

県では従来から、漁業権の切りかえの際には漁場を最大限に有効活用するよう、漁協等を指導させていただいているところでございまして、これまで、養殖業などにおいて企業が参入を希望する場合には、地元漁協と十分に調整が図られ、漁業の調整などに支障がないと判断した上で、県が事前に免許の内容などを定めました漁場計画というのを作成いたしまして、免許してきたところでございます。現在、例えばクロマグロ養殖では、県外企業1社、県内企業3社が、地元漁協と調整を図った上で参入をしております。

平成30年12月に公布されました改正漁業法では、イセエビやアワビ等をと

る漁業を営む共同漁業権、それから魚や貝、海藻を養殖する区画漁業権、また、定置網を営む定置漁業権の三つの漁業権制度は維持されまして、このうち共同漁業権は、従来どおり漁協または漁連のみに免許されるということになってございます。

区画漁業権や定置漁業権は、これまでは法律で免許の優先順位が定められておりまして、複数の免許申請があった場合には優先順位が高い者に免許していましたが、法改正後は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合には、その継続利用が優先されるということになってございます。

また、新規漁場の場合には、複数の免許申請があれば、地域の漁業者との調和が図れることなどを判断基準といたしまして、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許することになります。

なお、県が免許の前提となる漁場計画を策定するためには、従来どおり地元漁協との調整や海区漁業調整委員会への諮問が必要となるため、地元漁協の意に反して漁場計画を策定し、免許するというようなことはございません。

今後もし引き続き、既存の漁業者をはじめ、新たに参入する漁業者も含めて漁場が最大限に有効活用されますよう、また将来にわたって多様な漁業が継続されますよう取り組んでまいりたいと思います。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 今の答弁で、本当に漁業者が守れるのか、確かに既存の漁業が本当にきちっと浜を活用してやれておれば、それは大丈夫ですよというふうに聞こえたんですけども、ちょっとその辺、本当にそういったところへ、例えばノリ業者がずっとやっている、そこへ本当にすごいもうかるマグロとかそういったところの業者が入ってきたときに、比較をしたときに、そういったときも前から小さい細々とやっている方たちがみえるので、それは御遠慮願いたい、そんなことができるのかどうなのか、そのことも含めてこれからの漁業者を守る目線をしっかりと持っていたいただきたいと思います。

さっきの農業もそうですけども、国のほうは、どうも、農業も漁業も守る側の役人も押されぎみのようなそういう情報も入ってきておりますので、ぜ

ひ頑張っていたきたいと思います。

時間の関係で、次のほうへ進ませていただきます。

防災・減災対策ということで出させていただきます。

先般、熊本へお邪魔させていただきました。熊本の震災、知事もすぐに行っていただいて詳しく聞いていっていただいたというふうには言っておりましたけれども、熊本の大地震はこちらも南海トラフ地震が起きたときに言われているのが、2連発みたいなのがあるかもわからない。熊本地震はまさに2連発やったんですよね。震度7弱ぐらいで、これ本震かなと思ったら、また1日たってそれ以上のが来たということで、大変なことになったということでございます。

いろんな話を聞かせてもらいましたけれども、1点だけ、私、ちょっと感じましたのは、資料、たくさんもらったんですけど、その中に、熊本県中小企業家同友会の27名の方々の記録集をいただきました。

(冊子を示す) これの中に、熊本のホテルの総支配人の手記がありまして、この中に、本当にホテルを五百数十人の方たちの避難所として使って、ホテルのバスか何か、物すごい頑張ったという話、それから、そこで自治会の皆さん、自主防災をやった、あるリーダーの方なんですけれども、その方なんかの活動なんかもすごく助けていただいた。その中に、トイレの中に本当にいいなという張り紙がありましたんですが。

冒頭申し上げましたけれども、私ども先般からいろんな団体との、いろんな議論をしている中で、いろんな団体が防災のときにぜひ活用させていただきたい、防災協定を結びたいという声がたくさんありましたので、これはぜひ当局とも話もさせてもらいますということやったんですけども、そういったいろんな団体との交流をどうするか。

ここにありました。その中の一つなんですけれども、体験記の中に、国や県があなたに何をしているのかを言うのではなく、あなたが今みんなのために何ができるかを考えよう、最低のマナーを守ろうというペーパーが、その自治会長の名前で張ってあったんですけども、それを見た高校生とかい

ろんな方が、本当にそれを見てから手伝いに入る人が増えてきたとか、自分たちで頑張るといようなこともありました。

そんなことをちょっと聞かせていただいて、今日お伺いしたかったのは、そういう県民グループ、ホテルとか、運送会社とか、建築関係とか、土地家屋調査士とか、そういった方たちとの連携をどう大事にしていくか、それもとっても役所だけではできないものじゃないので、災害が起きたときの対応について聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 災害発生時の企業やNPO、団体などからの支援をしてもらうための協定や、そういう今後の取組ということで答弁させていただきます。

近い将来、発生が懸念されている南海トラフ地震など、大規模災害が発生した場合、膨大な救援活動が必要となります。このため、災害に対する企業、団体や、個人の自助、共助の力を結集し、公助と適切に連携して災害対応に当たることが重要です。

実際に、私も東日本大震災や平成30年7月豪雨等の災害現場に出向き、お話を伺いする中で、災害に対する応急対応、復旧、復興の各局面において、国、地方自治体、消防、警察、自衛隊はもちろんのことですが、被災地内外の企業やNPOなどの民間主体の活躍は目覚ましいものがありました。

こうしたことから、本県においても、これまでに214の災害時応援協定を締結し、大規模災害に備えているところです。

企業やNPOなどとの協定は、災害時に効果的に運用されることが非常に重要であり、これまで協定締結団体と顔の見える関係づくりを行い、実効性を高めるための工夫をしています。

例えば、三重県トラック協会、東海倉庫協会等は、毎年県の総合防災訓練に参加いただき、専門的見地から助言をいただいています。

また、三重県土地家屋調査士会においても、県内で災害が発生したときに備えて、毎年、住家における被害認定の研修会に参加いただいています。

さらに、ドローンを扱う4団体とは、研究会を開催してドローンの空域調整の検討を行うとともに、10月27日に開催予定の総合防災訓練に被災情報の収集を行う分野で参加いただき、さらなる連携を図ります。

また、昨年県内で大規模な停電が発生しましたが、その教訓から、今年8月に、災害時の電気自動車の活用等に関する協定を日産自動車株式会社等と都道府県として初めて締結するとともに、今後、先ほど午前中に部長が答弁いたしましたでしたが、電力会社との協定についても進めてまいります。

さらに、10月10日には東日本大震災や熊本地震で支援の実績があるNPO等と、災害時の子どもの居場所の確保や学習支援などに関する協定を締結する予定です。

今後、新たなニーズへの対応として、乳児用液体ミルクや簡易トイレの確保に向けて、関係企業、団体と協定締結を行うべく検討しています。

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、協定締結団体を含め、官民一体となって災害に立ち向かい、一日も早く復旧、復興につなげられるよう取組を進めてまいります。

先ほど議員から御紹介いただきましたトイレの張り紙でありますけれども、恐らくJ・F・ケネディの就任演説をもじって、そういう形で、自分自身が動いていかなければならないと、そういうようなことをメッセージとして書かれたものだと思いますが、そういう思いを持ってくださっている方、たくさんおみえです。

熊本地震のときも、火の国会議というNPOやボランティアの方々だけの会議をつくって、どういう支援をするかとやられ、それも三重県で取り入れて、総合防災訓練などでやっています。

多くの皆さんの力を結集して、早期の復旧、復興ができるように体制を整えていきたいと思います。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 熊本地震に学ぶというのは本当に大事だと思います。

思ったよりすごい資料を総括されているんだと思います。失敗もいっぱい

あったんだと思いますけれども、あれだけの震災の中で頑張っていることにつきましては、ぜひ生かしていただきたいというふうに申し上げておきます。

もう1点、原子力災害については今までも申し上げたんですけども、距離がどうこうとか、あるいは、原子力アドバイザーの話を聞くんだとか言って、なかなか対応が今までなかったわけでありましてけれども、今もそうなのか、その辺について、今の現状とか、それから、いわゆる放射能を含んだヨウ素が飛んできたときに対応するための、そういった対応については何か持ってみえるのか。その辺だけ聞かせてください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 原発災害への備えということで、原子力対策、あるいは安定ヨウ素剤等の備蓄の状況等、今後の方向性などについて答弁をさせていただきます。

東日本大震災に伴い発生いたしました福島第一原子力発電所の爆発事故を受けまして、国の防災基本計画におきまして、原子力災害対策の強化が図られました。

本県においても、平成27年3月に三重県地域防災計画の風水害等対策編を修正いたしまして、重大事故等対策の一つに原子力災害対策を追加いたしました。

内容といたしましては、災害情報の収集や環境放射能モニタリング、防護措置、放射性物質における環境汚染への対処、県外からの避難受け入れ等を規定しておりまして、関係部局と連携して取り組んでおるところでございます。

そのうち安定ヨウ素剤につきまして、防護措置の実施の中に記載をしております。原子力災害アドバイザーからいただいた、先ほど議員のほうからも紹介ありましたが、有効であるが副作用の問題もあり、国の検討状況についても注視する必要があるとの意見も踏まえまして、継続して検討していくというふうに整理をしたところでございます。

原子力発電所から30キロメートル圏内の地域を有する、例えば岐阜県では、

この地域に加えまして、独自に30キロメートル圏外の一部地域のために安定ヨウ素剤を備蓄していると聞いております。

一方で本県では、県境から最も原子力発電所に近いところでおおむね70キロメートルあるわけなのですが、本県と同様に原子力発電所から30キロメートル圏外に位置する愛知県、あるいは、原子力発電所からの距離が本県と似通っている山梨県などでも、本県と同様に安定ヨウ素剤の備蓄までは行っていないと聞いております。

国は30キロメートル圏内の自治体に安定ヨウ素剤の備蓄を求めているというところではありますが、30キロメートル圏外の自治体については方針を示しておりません。

改めて国に確認をいたしましたところ、国は200万錠以上の安定ヨウ素剤を備蓄しており、30キロメートル圏外の自治体にも配布できるということから、安定ヨウ素剤の備蓄についてのこれまでの考え方を変更する予定はないという回答でございました。

このため、本県では、全国知事会を通じて、30キロメートル圏外の地域に対する安定ヨウ素剤の取り扱いを含めた事前対策について検討を行い、一定の方向を示すよう要望しているところでございます。

今後も、国や他県の動向を注視しまして、安定ヨウ素剤の取り扱いをはじめとした原子力災害対策について、継続して検討していくとともに、必要に応じた対策を講じてまいりたいと考えてございます。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 部長、よそはよそだと思うんですね。放射能が飛んできてから国に要請して探しておったのでは、対応しておったのではまず間に合わんと思いますので、これは前向きに安定ヨウ素剤、せめて学校ぐらいにはお願いをしたいなということをお願いしておきたいと思います。

せっかく平和のネクタイをしてきましたので、平和の課題だけ教育長に聞かせていただきます。

今、非常に平和についての議論が妙な意味で高まっています。ちょっと窮

屈になってきております。平和とか憲法とか戦争とか、そういう名のつく勉強会が講演中止になったり、あるいは展示物をおろせと言われたりとか、そういうことも全国でいろいろ出てきております。

こんな時代だからこそ、平和について子どもたちに、戦後74年たちました、本当に風化してきております。教育委員会にしっかりと平和教育をしていただきたいのですが、現状と考え方をお聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 各学校において取り組んでいる平和教育の現状と、今後の取組についての御質問でございます。

県立高校においては、毎年、56校中40校前後の学校が、修学旅行の行き先を沖縄や長崎、広島とし、現地で語り部の話を聞いたり戦争遺跡を見学したりして、戦争の悲惨さと平和の尊さについて学んでいます。

沖縄を訪れた生徒からは、実際に戦争を体験した人の話を聞けるのは自分たちの世代が最後かもしれないので、しっかり次に伝えたい、戦争を他人事ではなく自分のこととして考えたいなどの感想が寄せられております。

また、昨年度は、久居農林高校の放送部の生徒が、津市での空襲体験者への取材に基づく映像制作を行ったり、松阪高校の放送部の生徒が、原子爆弾で犠牲になった人々の遺族の手記を朗読するといった取組が行われました。

両校の生徒たちはそれぞれの活動内容を、今年8月三重県総合博物館で開催された平和企画展において発表するとともに、招待した広島県の高校生とそれぞれの取組について意見交換を行いました。参加した高校生からは、人に伝えることが次の平和への一歩という声がありました。

小・中学校でも、沖縄、長崎、広島等への修学旅行のほか、地域の方々から、戦争で家族を失い、1人で日本に生還した悲惨な経験など、直接戦争の体験談を聞いたり、市町が生徒を広島平和記念式典に派遣したりすることによって、平和の大切さを訴える強い思いに直接触れる取組を行っております。

県教育委員会としましては、子どもたちが国際社会の平和と発展に主体的に行動できるよう、今後も引き続き、授業や修学旅行等で平和や国際理解を

テーマにした学習を進め、戦争の記憶が風化することなく引き継がれるように取り組んでまいります。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） ありがとうございます。

しっかりと続けていっていただきたいと思います。

今、伊勢でも、私もずっとかかわっているんですけども、40年以上伊勢の空襲があったということを伝えようということで、いろんなことをやっているんですけど、やっぱり戦争遺跡なんかもどんどん消えていく。御案内のとおり、戦争のことを知っている大人たちがもう90代を超えてくる。そんな状況の中で、テレビとかそういったところでバーチャル化してしまう、平和が。戦争なんかもそうなんです、そういう状況になっております。それをやっぱり続けていかないかんとということで、今回もやらせてもらいました。そのときに、市民の皆さんから募集した俳句をその場で選んだ入選作があるので、最後にそれだけ読んで終わりたいと思います。

これが入選しました。「平和こそ金で買えない宝物」という、そういう市民の声を受けて、これからも平和への思いを揺らぐことなく頑張っていただければと思ひまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（北川裕之） お諮りいたします。明3日から15日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北川裕之） 御異議なしと認め、明3日から15日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月16日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（北川裕之） 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時2分散会